

指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書第 64 集

令和元年度市内遺跡発掘調査報告書

敷領遺跡

(第 19・20・21 次調査)

2020年

指宿市教育委員会

令和元年度市内遺跡発掘調査報告書正誤表

頁・行	誤	正
例言・22	第 <u>20</u> 次・工事立会地点	第 <u>21</u> 次・工事立会地点
11・26	本遺跡北側 <u>では</u>	本遺跡北側 <u>は</u>
11・27	畝跡を <u>3</u> 条	畝跡を <u>2</u> 条
19	20. 敷領遺跡 遺跡番号：210- <u>15</u> 調査地点：十町 <u>2385番1</u> 遺跡種別： <u>散布地</u> 主な時代： <u>弥生～中世</u>	遺跡番号：210- <u>54</u> 調査地点：十町 <u>1085番1</u> 遺跡種別： <u>集落跡</u> 主な時代： <u>弥生・古墳・古代</u>
25	第3表 工事立会 出土土器観察表	第3表 工事立会 <u>地点</u> 出土土器観察表

序

指宿市は九州最大の湖である池田湖を有し、薩摩富士として知られる開聞岳や鹿児島藩の藩港として栄えた山川港など自然豊かな環境で人々が多様な生活や文化を営んできました。

本書は令和元年度の指宿市内における各種開発行為に対応する確認調査、工事立会結果をまとめたものです。本書には、874年3月25日の開聞岳噴火で埋没した敷領遺跡の溝状遺構の調査成果等を掲載しています。近年、日本列島各地で甚大な被害をもたらす災害が相次いでおり、防災意識が高まっています。その中で、過去に起きた開聞岳噴火によって被害を受けた遺跡から学べることは多く、今後の我々の防災意識の醸成に活かしていく必要があると思います。

今年度は元号が「令和」に変わりました。我々の生活も目まぐるしく進化しています。その中で、過去の人々がどのように暮らし、火山噴火による災害という困難を乗り越えていったのか改めて考えていく必要があります。多くの方にこれらの成果をご覧いただくとともに、指宿市民のみなさまが文化財の保存・活用を積極的に取り組んでいただく一助となることをを祈念いたします。

令和2年3月

指宿市教育委員会

教育長 西森 廣幸

例言

1. 本書は鹿児島県指宿市十町に所在する敷領遺跡及び市内での開発対応立会等の報告書である。
2. 発掘調査は指宿市教育委員会で実施した。調査は新垣匠、上田洋子が担当した。調査組織は以下のとおりである。

発掘調査主体者	指宿市教育委員会		
発掘調査責任者	指宿市教育委員会	教 育 長	西 森 廣 幸
発掘調査担当組織員	指宿市教育委員会	教 育 部 長	下 吉 一 宏
		社 会 教 育 課 長	野 元 伸 浩
		文 化 財 担 当 参 事	中 摩 浩 太 郎
		文 化 担 当 主 幹	鎌 田 洋 昭
		管 理 係 主 幹 兼 係 長	上 村 真 史
		社 会 教 育 係 主 幹 兼 係 長	村 元 重 夫
		文 化 係 主 幹 兼 係 長	上 蘭 浩 司
		文 化 係 主 任	西 牟 田 瑛 子
		文 化 係 主 任	松 崎 大 嗣
		文 化 係 技 師	新 垣 匠
		臨 時 的 任 用 職 員	上 田 洋 子

発掘作業員 西村 千尋、下川 悟、福永 英昭、谷村 五男
整理作業員 清 秀子、堂園 綾、鎌田 真由美、境 由希

3. 本書の編集は新垣匠がおこなった。
4. 「敷領遺跡（第20次調査）」に掲載されている図面の測量・製図の一部は株式会社埋蔵文化財サポートシステム鹿児島支店に委託した。
5. 調査、および報告書作成に要した経費のうち、50%は国、3.1%は県からの補助を得た。
6. 本報告書におけるレベル高は、第20次・工事立会地点は地表面からの深さ、第19次・第20次は絶対高で表している。方位は真北方向を示す。
7. 図中に用いられている座標値は、世界測地系に準ずる。
8. 層・遺物の色調は『新版標準上色帖』（農林水産技術会議事務局監修）を使用した。
9. 本文中の遺物番号は、挿図、図版と一致している。
10. 発掘調査で得たすべての成果については、指宿市考古博物館時遊館COCCOはしむれで保管し、活用する。なお、敷領遺跡の遺物注記の略号は「SHIKI」である。

目次

第1章 敷領遺跡

第1節 遺跡の立地と環境、調査履歴	1
第2節 第19次調査	
2-1 確認調査に至る経緯	1
2-2 調査区の設定	2
2-3 基本層序	2
2-4 調査結果	2
第3節 第20次調査	
3-1 確認調査に至る経緯	4
3-2 調査区の設定	4
3-3 基本層序	4
3-4 調査結果	6
第4節 第21次調査	
4-1 確認調査に至る経緯	8
4-2 調査区の設定	8
4-3 基本層序	8
4-4 調査結果	9
第5節 敷領遺跡における土地利用想定について	11

第2章 その他市内遺跡

.....	13
-------	----

挿図目次

第1図	敷領遺跡の位置	1
第2図	第19次調査のトレンチ配置図	2
第3図	第19次調査北壁土層断面図	3
第4図	第20次調査トレンチ配置図	4
第5図	第20次調査土層断面図(上:1トレンチ北壁 下:3・4トレンチ北壁)	5
第6図	第20次調査出土遺物	7
第7図	昨年度調査区との合成図	7
第8図	第21次調査トレンチ配置図	8
第9図	第21次調査2トレンチ土層断面図	9
第10図	第21次調査出土遺物(1)	9
第11図	第21次調査出土遺物(2)	10
第12図	敷領遺跡における土地利用想定図	12
第13図	工事立会地点図	20
第14図	工事立会地点北壁土層断面図	20
第15図	工事立会地点遺物出土状況図	21
第16図	工事立会地点出土遺物(1)	22
第17図	工事立会地点出土遺物(2)	23

表目次

第1表	第20次調査出土土器観察表	24
第2表	第21次調査出土土器観察表	24
第3表	工事立会地点出土土器観察表	25
第4表	工事立会地点出土石器観察表	25

図版目次

図版1-1	第19次調査完掘状況	26	図版5-1	第21次調査遺物写真(4)	30
図版1-2	第19次調査土層断面状況	26	図版5-2	第21次調査遺物写真(5)	30
図版1-3	第20次調査土層断面状況(1トレンチ)	26	図版6-1	工事立会地点遺物写真(1)	31
図版1-4	第20次調査溝状遺構検出状況	26	図版6-2	工事立会地点遺物写真(2)	31
図版1-5	第20次調査溝状遺構北壁セクション状況	26	図版6-3	工事立会地点遺物写真(3)	31
図版2-1	第21次調査遺物出土状況(1トレンチ)(1)	27	図版7-1	工事立会地点遺物写真(4)	32
図版2-2	第21次調査遺物出土状況(1トレンチ)(2)	27	図版7-2	工事立会地点遺物写真(5)	32
図版2-3	工事立会地点北壁土層断面状況	27	図版7-3	工事立会地点遺物写真(6)	32
図版2-4	工事立会地点遺物出土状況遠景	27	図版8-1	工事立会地点遺物写真(7)	33
図版2-5	工事立会地点遺物出土状況近景	27	図版8-2	工事立会地点遺物写真(8)	33
図版3-1	第20次調査遺物写真(1)	28			
図版3-2	第20次調査遺物写真(2)	28			
図版3-3	第20次調査遺物写真(3)	28			
図版4-1	第21次調査遺物写真(1)	29			
図版4-2	第21次調査遺物写真(2)	29			
図版4-3	第21次調査遺物写真(3)	29			

第1章 敷領遺跡

第1節 遺跡の立地と環境、調査履歴

敷領遺跡は指宿市十町小字敷領、及びその周辺に広がる弥生時代から平安時代にかけての複合遺跡である。遺跡は、指宿市街地が広がる火山性扇状地のほぼ中央、標高4～10m前後にあり、火山災害遺跡として知られる国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡から北北西約2kmの地点に位置する。敷領遺跡の立地する扇状地は、北側を流れる二反田川と南側を流れる柳田川の両小河川に挟まれ、海岸に向かって緩やかに傾斜している。

平成7年度以降の開発に伴う調査や、学術調査によって今調査区の北側の「中敷領地区」には建物遺構4基が検出されたことから、一帯に居住域が広がっている可能性が指摘されている。その東側には広範囲に水田遺構が検出され、真北方向を向いた大畦の配置も確認されるなど計画的な水田造営が伺われる。また、中敷領地区の北側と西側においては、畠遺構が検出されている。

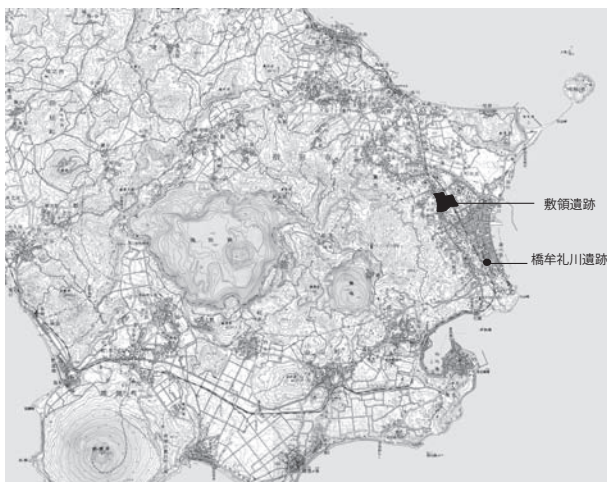
敷領遺跡においては、6層中位において「官衙」の存在を思わせる遺構や遺物の出土があり、その後の874年面では広範囲の水田造営が行われており、集落についても一定の場所に集約化されていることが予想される。

平成26年度には、中敷領地点において3号建物跡の発掘調査がおこなわれた。この建物は西暦874年3月25日の開聞岳噴出物によって埋没した状態で検出され、建物の中央付近には煙道をもたない造り付けのカマド跡や板石をコの字に組んだ石組炉などの調理施設が検出された。当時の炊事場であるこれらの施設には土師器甕がかけられた状態であり、周辺には調理に関する土師器杯、須恵器杯、須恵器横瓶などが出土しており、当時の生活状況を詳細に知ることができる。また、カマド横には脚台をもつ成川式土器の甕が出土しており、成川式土器の終焉を考える上でも重要な資料として位置づけられている。

第2節 第19次調査

2-1. 確認調査に至る経緯

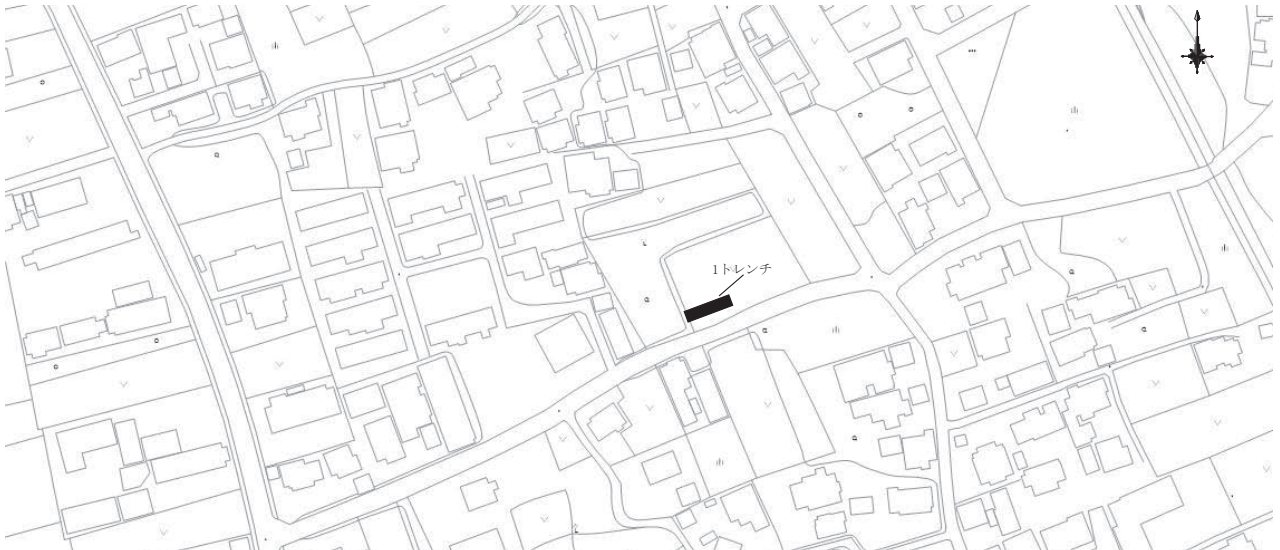
平成30年度において、指宿市建設部によって公営敷領住宅の建替え計画に伴う埋蔵文化財照会があった。公営敷領住宅は建設から数十年を経過していることから、今後建て替えの事業化を検討することとなった。予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地である敷領遺跡地内に含まれている。平成30年11月から実施した本



第1図 敷領遺跡の位置

調査では、古墳時代の集落跡が確認され、本地域においても橋牟礼川遺跡同様に古墳時代の集落があったことが確認されている。

公営敷領住宅の周辺地域において、集落跡のほかには畠域や水田域などの存在も想定されている（指宿市2019）。そこで、土地所有者の方から許可を頂き、公営敷領住宅建設予定地の周辺域の地下の状況及び第16次調査検出の溝状遺構の延長を確認することを目的として、1箇所の特レンチを設定し、確認調査を実施した。期間は平成31年1月16日から17日までの2日間である。



第2図 第19次調査のトレンチ配置図 (S=1/1500)

2-2. 調査区の設定

畑に30m×3mのトレンチを1箇所設定し、表土から重機掘削をおこなった。表面から標高7.5m程度で874年3月25日の開聞岳噴出物である紫コラを検出した。紫コラ中位から、手掘りで作業を進めていくと、畝畝を検出した。畝より下層の状況を確認するために、調査区の一部を更に標高6.5mまで掘削した。

2-3. 基本層序

調査の結果、以下のような層序を確認することができた。基本的にはこれまで継続的に行われた敷領遺跡で確認された層序と同じである。

第1層：表土層、または耕作土層。(10YR3/2)

第2層：黒色粘質層。わずかに粘性を帯びる。(7.5YR2/2)

第3層：黒色シルト層。粘性を帯びる。中世の遺物包含層に対比できる。(5YR1.7/1)

第3A層：黒色シルト層。第4層の紫コラが混じる(5YR2/1)

第4層：西暦874年3月25日に噴火した開聞岳の火山性噴出物堆積層であり、紫コラと呼称される。火山の噴火形式から、山頂を吹き飛ばした火山礫と火山灰とがセットで降下し、それら互層に堆積している。一次堆積は、1回目の噴火である火山礫(a)と火山灰(b)に分層ができる。

第5層：黒褐色シルト質層。やや粘性を帯びる。古代の遺物包含層に対比できる。畝頭が断面に見られる。(5YR2/2)

第6層：灰褐色シルト質層。やや粘性を帯びる。

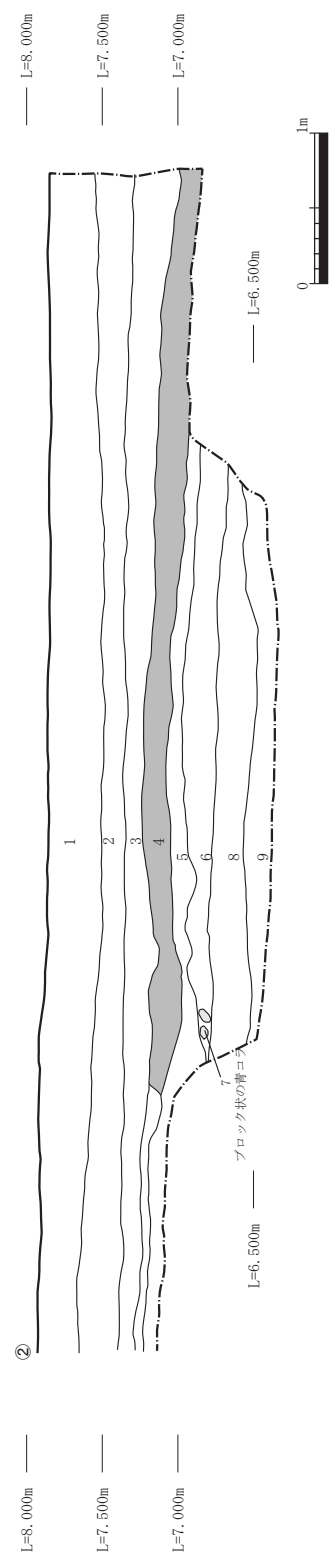
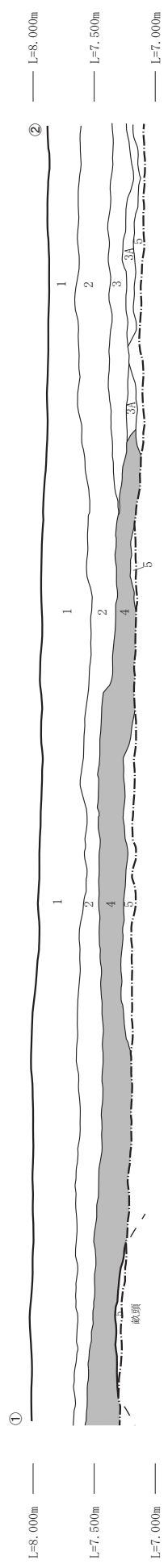
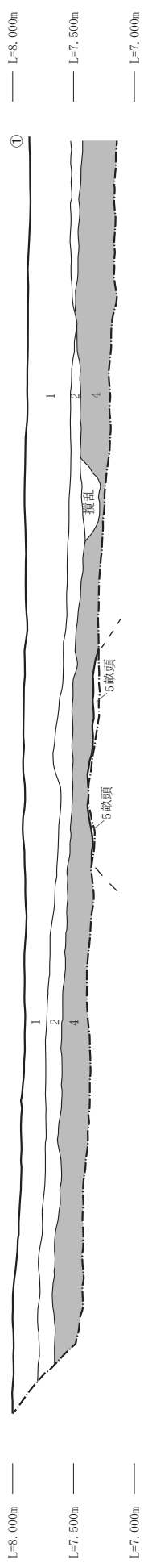
第7層：褐灰色シルト質層。7世紀後半に噴火した開聞岳の火山性噴出物であり、青コラと呼称される。第6層にブロック状に堆積する。(7.5YR 4/1)

第8層：暗赤褐色砂質シルト層。わずかに粘性を帯びる。約5mmほどの礫を含む。(5YR3/4)

第9層：暗赤褐色砂質シルト層。やや粘性を帯びる。約5mmほどの礫を含む(5YR3/4)

2-4. 調査結果

第4層直下の第5層上面で畝跡を2条確認することができた。幅は80～100cmであるが、畝頭と畝間溝の比高差は畝を完全に掘り切っていないため確認できなかった。平成20年度の本地点周辺調査でも畝の畝跡が3条確認されている(お茶の水女子大学編2009)。本地点周辺は畝域と推測されているが、その説を補強する形となった。出土遺物は確認されていない。



第3図 第19次調査北壁土層断面図 (S = 1/50)

第3節 第20次調査

3-1. 確認調査に至る経緯

敷領遺跡中敷領地点において、社会福祉法人ほほえみ会による特別養護老人ホーム増設計画が立案された。建設予定地は、平成26・30年度の試掘調査によって、先述の3号建物跡及び溝状遺構2条が確認されており（指宿市2015・2019）、周囲にも建物跡・溝状遺構が広がっている可能性があったため確認調査の実施が必要であった。このことから、開発原因者に対して文化財保護法第93条による届出書提出を依頼するとともに、設計内容が判明した段階で基礎部分の確認調査に着手することを申し合わせた。調査期間は、令和元年10月23日から28日である。

特別養護老人ホーム建設予定地内において、3箇所のトレンチを設定し、遺物包含層と遺構の有無確認を行った。

3-2. 調査区の設定

老人ホーム増設計画地は前年度行った確認調査の南側に位置する。そのため、溝状遺構が検出されることを想定し、トレンチを2箇所（3・4トレンチ）設定した。また、その周辺に遺物・遺構の有無を確認するためにトレンチを1箇所（1トレンチ）設定した。3・4トレンチは最終的に接続した。

3-3. 基本層序

第1層：黒色表土層。粘性を帯びる。（10R2/1）

第2層：西暦874年3月25日に噴火した開聞岳の火山性噴出物堆積層の紫コラである。火山礫（a・c・e）と火山灰（b・d）に分層ができる。

第3層：褐色土層。橋傘礼川遺跡6層に相当する。出土遺物は土器・石器である。（10YR4/4）

第4層：褐灰色火山灰層。7世紀後半の青コラである。第3層にブロック状に堆積する。

第5層：赤褐色土層。黒色土が混じる。粘性を帯びる。（5YR5/4）

第6層：赤褐色土層。粘性を帯びる。（5YR5/4）

溝状遺構の埋土の詳細は以下の通りである。

埋土①：橙色シルト層。粘性を帯びる。（7.5YR7/4）

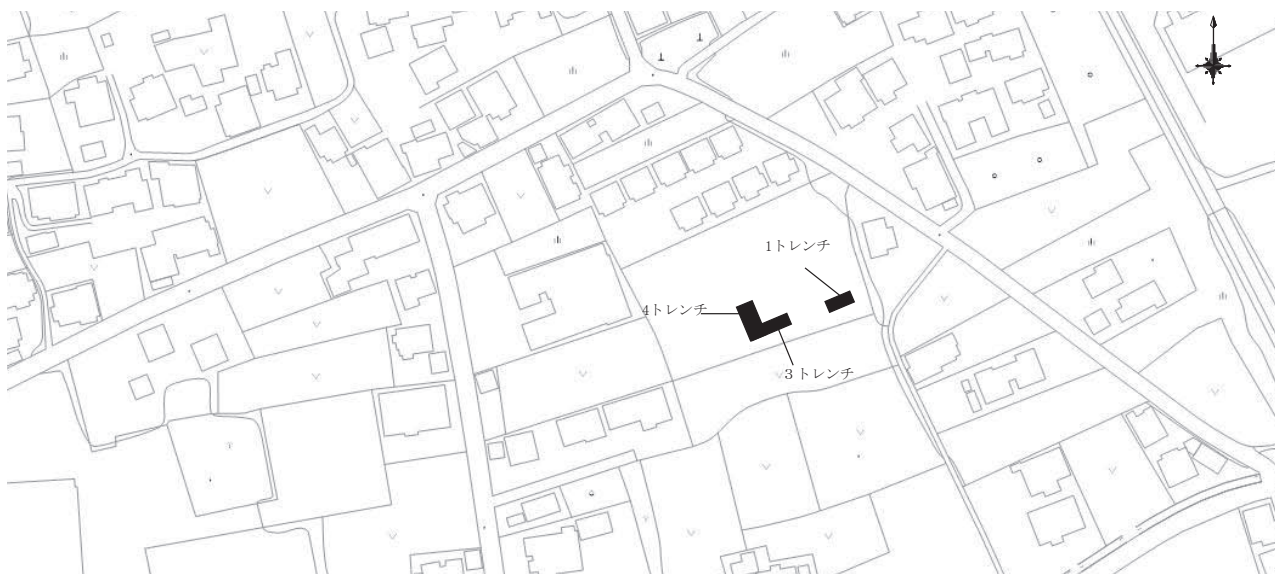
埋土②：褐灰色砂質シルト層。（7.5YR5/2）

埋土③：褐灰色砂質シルト層。第6層より粘性を帯びる。（7.5YR4/1）

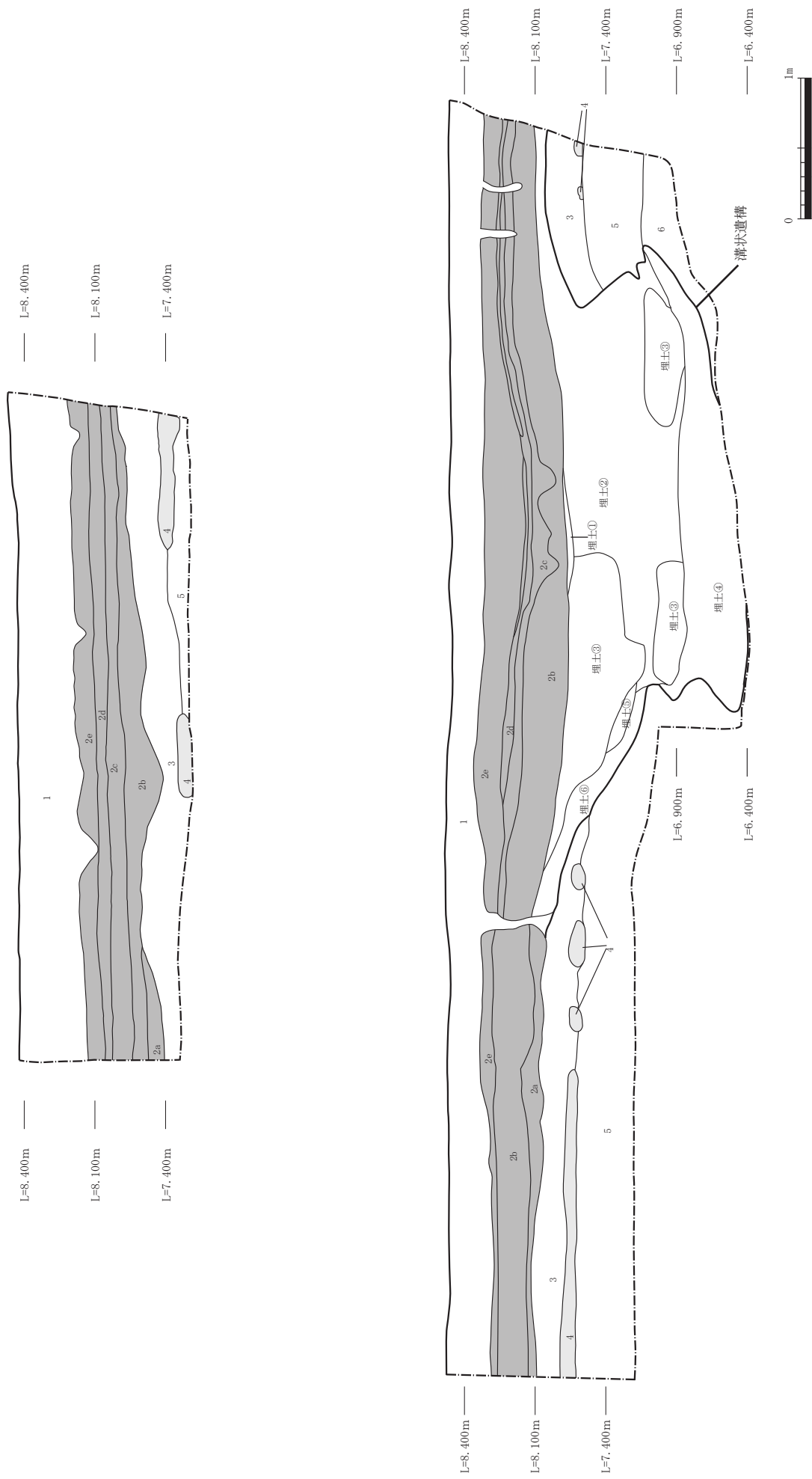
埋土④：灰褐色シルト層。粘性を帯びる。（5YR5/2）

埋土⑤：灰褐色シルト層。2mmほどの礫が混じる。（5YR5/2）

埋土⑥：褐色シルト層。紫コラの礫が混じる。（5YR5/4）



第4図 第20次調査トレンチ配置図



第5図 第20次調査土層断面図 (上: 1トレンチ北壁 下: 3・4トレンチ北壁) (S=1/40)

3-4. 調査結果

1 トレンチ

幅2m×長さ5mの規模で、標高7.3mの第5層直上まで掘り下げた。橋牟礼川遺跡6層相当の第3層では土器や石器が出土している。遺構は確認できなかった。

3 トレンチ・4 トレンチ

それぞれ幅2m×長さ5mの規模で、標高6.4mの第6層まで掘り下げた。紫コラ直下層まで重機による掘削を行った。その後、手掘りによるを進めていくと、昨年度確認された溝状遺構と同様な遺構が1条確認できた。詳細は(1)遺構にて記載する。3トレンチで検出された溝状遺構の範囲を確認するために5m西側にある4トレンチまで拡張したが、同様な遺構は確認できなかった。

(1) 遺構

溝状遺構を1条確認した。溝状遺構の検出幅は4m、深さは第2層上面レベルから約1.7mの深さまでである。昨年度調査(第17次)で確認された溝状遺構1より幅が9m、溝状遺構2より4m小さい。埋土は大きく2層に分層できる。埋土①～③・⑤は土石流堆積物層、埋土④・⑥は主に粘土状の堆積物層や砂礫層である。土石流堆積物層は第2層紫コラ火山灰が再堆積した暗紫色を呈するもので、クロスラミナが発達し、砂や火山礫を間層として挟む。溝状遺構の西側では、土石流堆積物層最下底に火山礫層が一部で残っている。下半の埋土の状況は、東西の立ち上がりに近い部分に粘土状堆積層が、中央付近に砂礫層が堆積する。また、東側の立ち上がりはややフラスコ状にオーバーハングしており、土石流が流れ込む際に東下半部をえぐるような勢いであったと想定される。昨年度調査同様に粘土状堆積層は灰褐色や黄褐色を呈し、グライ土壌に類似しており、溝に水が溜まった状況で形成された可能性が考えられた。

(2) 出土遺物

今回出土した土器は109点であり、その内図示可能な遺物は9点であり、1トレンチの第3層から出土した。全て成川式土器である。

1～3は全て甕の口縁部であり、成川式土器様式の笹貫式土器である。

1は突帯に指頭によるユビオサエがみられる。

2・3は突帯に刻目が施されていない。3は内外面ともにナデ調整が明瞭にみられる。

4～7は甕の脚部である。

4はかまぼこ状に開く底部形態で、底径は6cmを測る。底端部はやや丸みを帯びている。

5は平底の底部形態で、底径は7.0cmを測る。

6はかまぼこ状に開く底部形態で、復元径は8.0cmを測る。

7では脚部のくびれを作り出すためのユビオサエが明瞭であり、内面にはケズリがみられる。

8は高杯の脚部である。脚部にかけて直線的に開くと思われる。

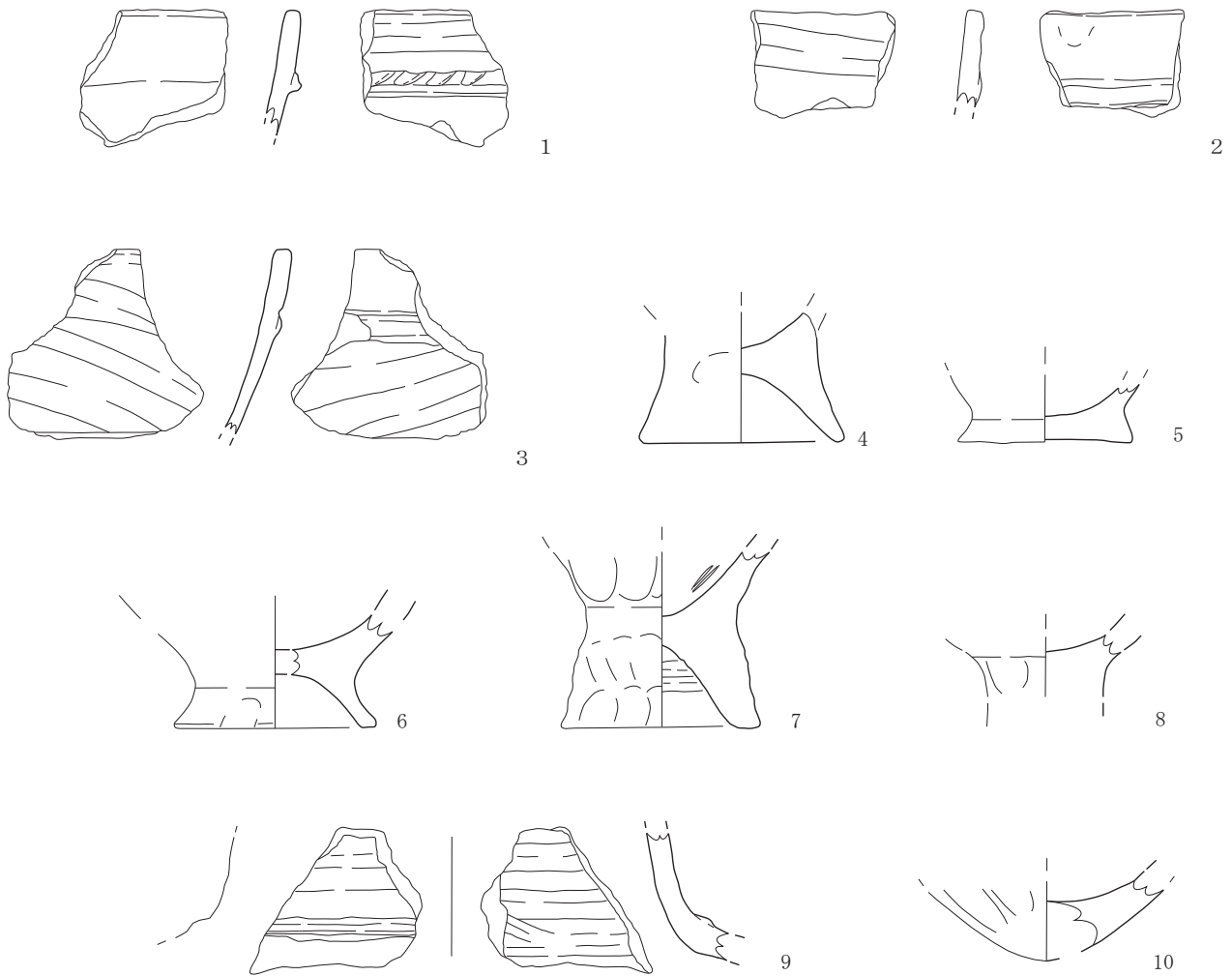
9は壺の頸部である。突帯文には刻目が施されておらず、断面形態はかまぼこ状である。

10は壺の底部である。尖底の底部形態であり、復元径は2.0cmを測る。

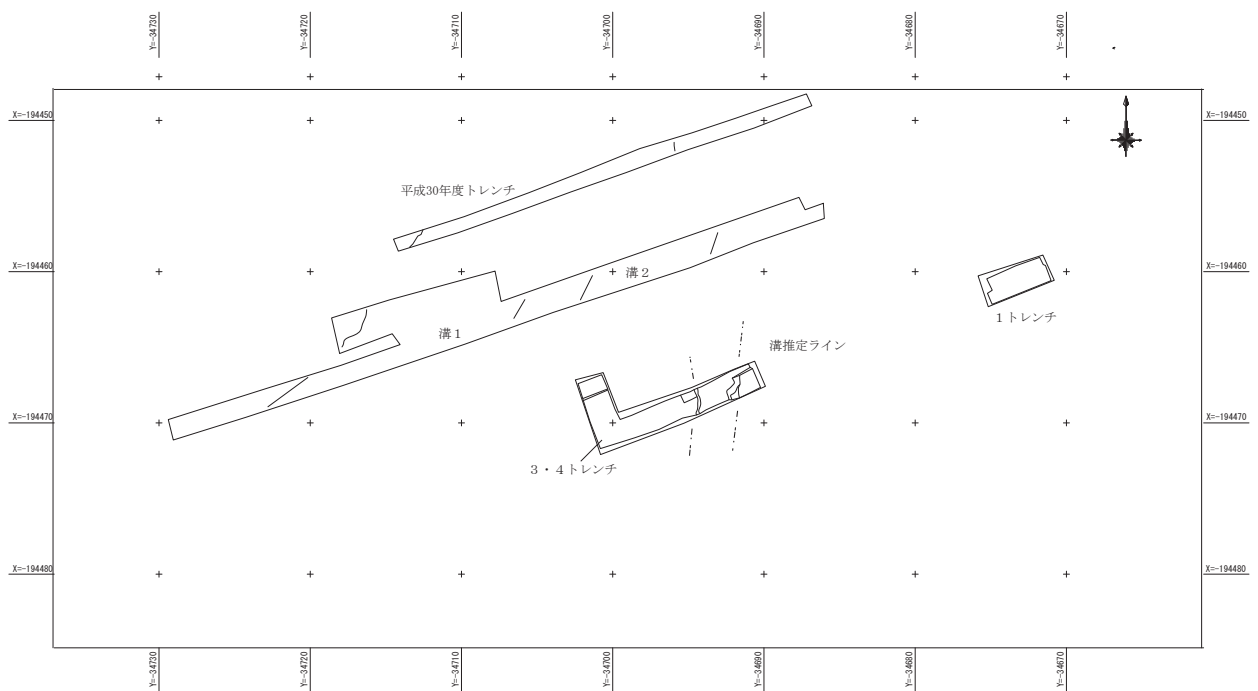
(3) まとめ

本調査によって、溝状遺構を新たに1条確認することができた。溝状遺構の堆積の仕方については、昨年度の報告書(指宿市2019)に詳細を記載しているため、今回は省略したい。今回確認された溝状遺構は、第17次調査と比べるとやや幅が狭く、位置もやや東側である。そのため、溝状遺構は①第17次調査の溝状遺構2はやや東側に湾曲し、南側に行くにつれて幅が狭くなっていく、もしくは、②本地点の溝状遺構は2条ではなく3条あった、の2点のいずれかであると推測される。

また、平成26年度調査時において平地式建物が確認されており、それらと関連性のある遺構は確認できなかった。溝状遺構との関係性も含めて今後の調査の進展に期待したい。



第6図 第20次調査出土遺物 (S = 1/3)



第7図 昨年度調査との合成図 (S = 1/500)

第4節 第21次調査

4-1. 確認調査に至る経緯

敷領遺跡南端部において川路建設による住宅建設計画が立案された。建設予定地では昨年度の調査によって平地式建物跡・畝跡が確認されており、周辺にも建物跡もしくは畝跡が残っていると考えられる。

このことから、開発原因者に対して文化財保護法第93条による届出書提出を依頼するとともに、建設予定地範囲において調査可能な箇所を選定した。調査期間は令和元年10月29日から10月30日である。

確認調査対象地点は、平成26年度の緊急発掘調査で、874年開聞岳噴火に伴う土石流で埋没した3号建物検出地点の西側である。また、平成30年度の4号平地式建物跡の東側であるが、建物遺構は確認されていない状況である。確認調査にあたって、本調査区北側部分にあたる昨年度の調査によって畝が検出されているため、本調査区でも同様な畝が検出されるかどうか確認するため、トレンチを2箇所設定した。

4-2. 調査区の設定

1 トレンチ

幅2m×長さ2mの規模でGL-1.2mの第7層まで掘り下げた。橋牟礼川遺跡8層相当の第7層では土器が出土している。遺構は確認できなかった。

2 トレンチ

幅2m×長さ2mの規模でGL-2.3mの第2層まで掘り下げた。遺物は出土していない。

4-3. 基本層序（1トレンチ）

第1層 造成土。

第2層 赤黒色土層。(2.5YR2/1)

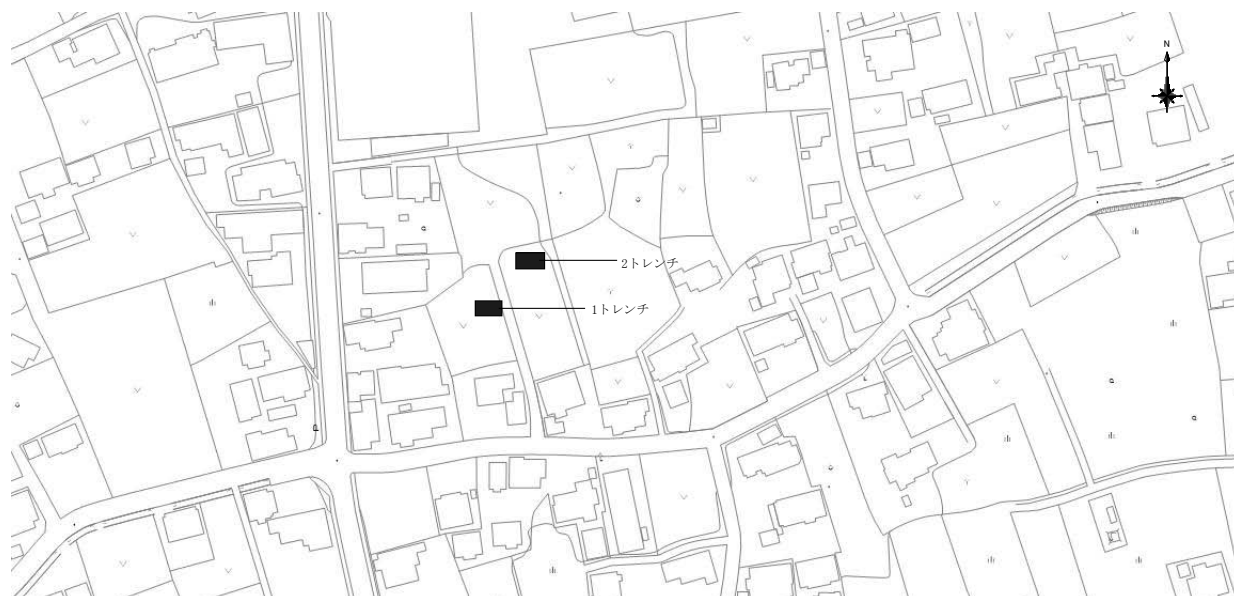
第3層 暗赤褐色土層。現代の陶磁器が確認できる。(2.5YR3/2)

第4層 紫コラ層。

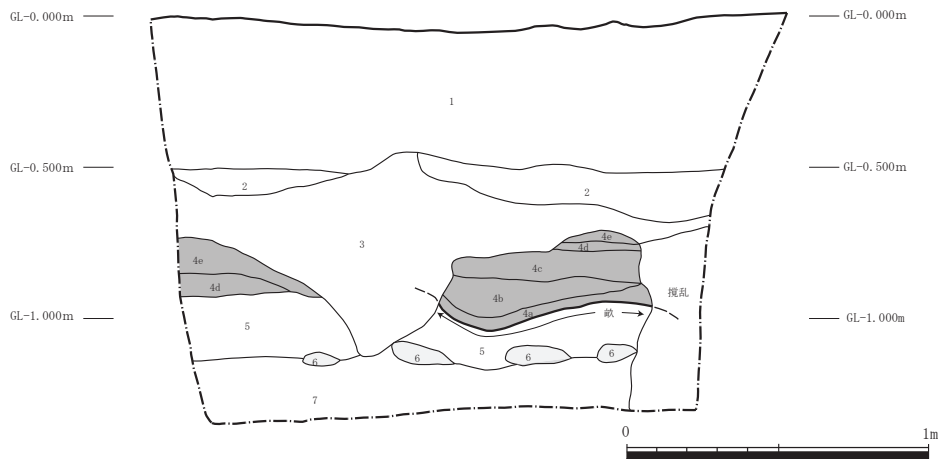
第5層 暗赤褐色土層。畝跡が確認できる。(2.5YR2/2)

第6層 青コラ層

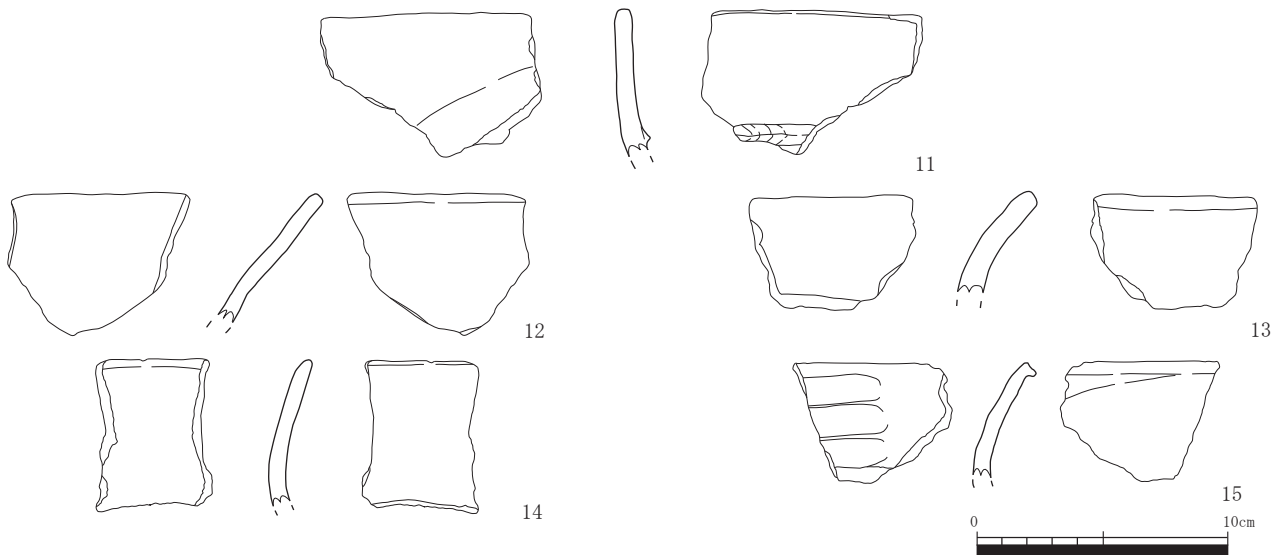
第7層 黒褐色土層。古墳時代後期の土器が出土している。(7.5YR3/2)



第8図 第21次調査トレンチ配置図 (S = 1/1500)



第9図 第21次調査2トレンチ土層断面図 (S = 1/25)



第10図 第21次調査出土遺物(1) (S=1/3)

4-4. 調査結果

(1) 遺構

第5層において畝跡を2条確認できた。畝跡は一部掘りこまれており、全体像を確認することが出来なかった。

(2) 出土遺物

1トレンチでは土器が264点出土しており、その内図化に耐える19点を図示している。第1層から現代の陶磁器が出土しているが、紙面の都合上掲載していない。図化している土器は、全て成川式土器で第7層から出土している。

11～15は甕の口縁部である。全て小破片であるため復元径は出せなかった。

11は口唇部が丸みを帯びており、1条の貼付の突帯をもつ。突帯はつまみが施されている。

12は口唇部がやや欠損しているが、丸みを帯びていると考えられる。

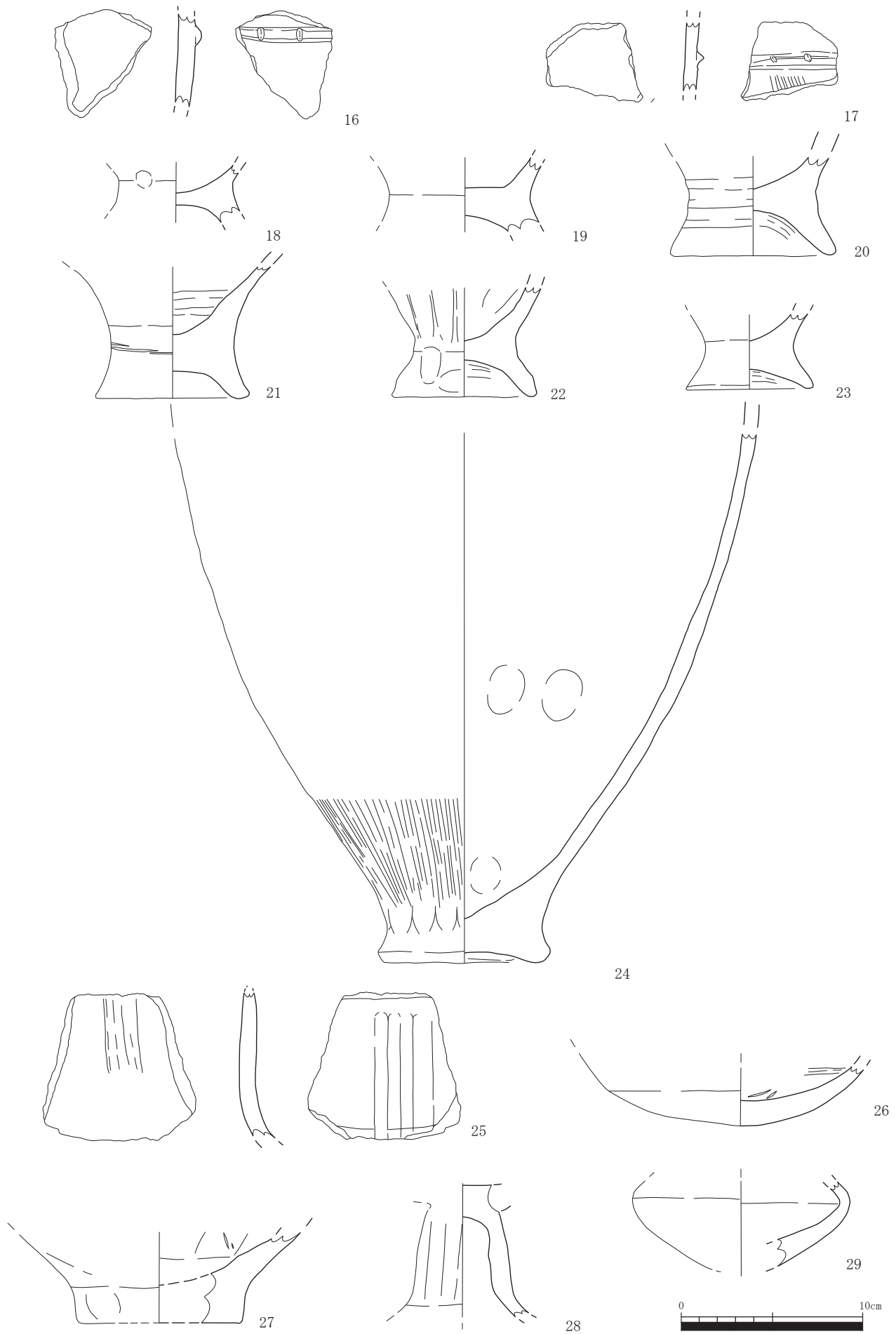
13は口唇部がやや平坦な形状であり、胎土が他の土器と比べるとやや異なる。

14は口唇部が丸みを帯びており、頸部にかけてややくびれるような形状である。

15は口縁部が逆L字状の形状であり、口唇部をつまみだすためのナデ調整が明瞭にみられる。

16・17は甕の胴部である。工具によって刻み目が施されている。

18～23は甕の脚部である。



第11図 第21次調査出土遺物(2) (S=1/3)

18・19は脚部径を復元できなかったが、やや短く開く底部形態の様相を呈している。

20はやや短く開いた底部形態で、底径は8.2cmを測る。底端部はやや丸みを帯びている。内外面ともに工具ナデ調整がみられる。

21はやや短く開く底部形態である。底径は8cmを測る。外面のタテナデと成形時の脚部と胴部の接合痕が明瞭にみられる。

22はハの字状に開く底部形態で、底径は9.6cmを測る。外面にはナデ調整が明瞭にみられる。

23は上げ底気味の底部形態である。復元径は7cmを測る。

24は甕の胴部から脚部までである。脚部径は8.6cmを測る。脚部はやや上げ底気味である。胴下半部から脚部にかけてハケメがみられ、成形時の脚部と胴部の接合痕が明瞭にみられる。脚部から胴部にかけてはややゆるやかに立ち上がっている。

25は壺の口縁部～頸部である。口唇部は欠損しているがやや丸みを帯びる形をしており、頸部にかけてゆるやかに膨らむと思われる。

26は壺の底部である。底径は2cmを測る。底部はやや丸底気味であり、やや膨らむように立ち上がる。

28は高杯の脚部である。外面にはタテナデが明瞭にみられる。破片のため脚部径・脚部高は復元できなかったが、筒部径は5.1cmを測る。

29は埜である。胴部が張る形態で、最大径は推定6cmを測る。底部はやや尖底気味となっている。頸部は欠損しているが、内径していく形態と考えられる。

(3) まとめ

1 トレンチから古代相当層にあたる第5層では畝跡が確認できた。本トレンチの西側では、第16次調査において畝跡が6条検出されており、今回確認できた畝跡も一連のものと考えられる。また、第16次調査では平地式建物跡(4号)が検出されており、それとの関連性のある遺構は確認できなかった。

古墳時代相当層にあたる第7層では一定量の土器が確認されたが、遺構は確認できなかった。古墳時代における本地域周辺の様相はよくわかっていないため、今後の調査に期待したい。

第5節 敷領遺跡における土地利用想定について

敷領遺跡では既往の調査によって古代の土地利用想定がされている(第12図)。本遺跡は畝域、居住域、水田域の3つの地域に分かれていると想定されている。本遺跡北側では畝域と考えられており、今回の第19次調査においても畝跡を3条確認している。そのため、想定図のように畝跡が北側に広がっていることを再確認できた。

第20次調査においては溝状遺構が1条確認されている。第17次調査においても溝状遺構が2条確認されているが、本調査区の溝状遺構はやや幅が狭い。そのため、連続性のある遺構かは判断し難いが、溝状遺構がやや東側にも広がっていることが明らかになった。

第21次調査においては畝跡が2条確認されている。本調査区の西側においても畝跡が6条確認されており、東側にも広がっていることが分かった。第16次調査においては平地式建物跡が確認されている。しかし、本調査では同様な建物跡が検出されなかった。そのため、平地式建物跡(4号)は、一連の畝地の中に設置された建物と想定される。

以上のことから、今年度の確認調査では、既往の研究に当てはまる形となった。近年の開発行為や学術調査によって古代における本遺跡の土地利用形態が少しずつ明らかになってきている。しかし、鉄製甲冑や「編」と書かれた墨書土器などの郡衙を想定させる遺物が確認されながらも、それと断定できる大規模な建物跡や集落跡が現在確認されていない。今後、本遺跡では様々な開発行為が行われる予定であるため、調査の進展を待ちたい。



第 12 図 敷領遺跡における土地利用想定図

参考文献

- 指宿市教育委員会 1996 『橋牟礼川遺跡XI』 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書第21集
- 指宿市教育委員会 2015 『敷領遺跡 松尾城跡Ⅲ その他市内遺跡』 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書第55集
- 指宿市教育委員会 2018 『橋牟礼川遺跡 (Ⅵ区・Ⅶ区)』 指宿駅西部土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書Vol.2 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書第60集
- 指宿市教育委員会 2019 『平成30年度市内遺跡発掘調査報告書敷領遺跡 (第15・16・17次調査) 成川遺跡 (第3・4次調査) 下吹越遺跡 (第2次調査)』 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書第63集
- お茶の水女子大学教育学部博物館学研究室・鹿児島大学法文学部比較考古学研究室 2009 『鹿児島県指宿市敷領遺跡 (中敷領地点) の調査』 文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「我が国の火山噴火罹災地における生活・文化環境の復元」による発掘調査報告書
- お茶の水女子大学教育学部博物館学研究室・鹿児島大学法文学部比較考古学研究室 2014 『鹿児島県指宿市敷領遺跡 (十町地点・下原地点) の調査』 文部科学省科学研究費補助金基礎研究 (B) 「古代村落の土地利用形態の研究」

第2章 その他市内遺跡

市内にはおよそ120か所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。令和元年度は62件の埋蔵文化財包蔵地の有無照会があり、2件の92条届出（鹿児島大学・鰻窯跡、鹿児島女子短期大学・成川遺跡）、25件の93条届出、そのうち2件について確認調査を、18件について工事立会いを実施した（令和2年1月現在）。

また、遺跡隣接地における照会に対しては、対応可能な範囲で工事立会いへの協力を求め、2件の工事立会いを実施している。

本章では、令和元年度に実施した工事立会い結果の概要と柱状模式図、工事立会い写真、出土遺物を掲載する。なお、21. 敷領遺跡では多量の遺物が確認されたため、施工会社と協議し、記録保存の調査を行った。詳細は別項に記載する。

1. 二反田川河川敷堤防跡

遺跡番号：210-85

調査地点：東方字拂田 7834 番 35

遺跡種別：堤防跡

主な時代：近世

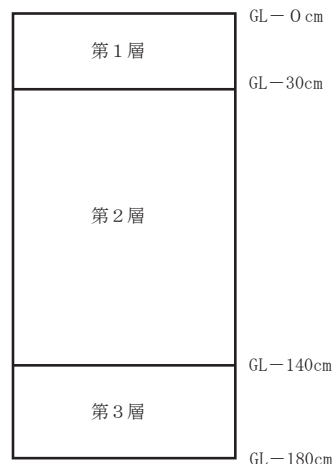
調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：無し

第1層 黒色層（表土）

第2層 造成土

第3層 黒色層



2. 成川遺跡

遺跡番号：210-91

調査地点：山川成川 4419

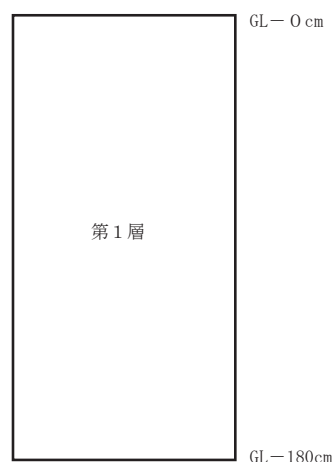
遺跡種別：集落跡・墓域

主な時代：弥生・古墳

調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：無し

第1層 攪乱（造成土）



3. 南丹波遺跡

遺跡番号：210-11
 調査地点：湯の浜3丁目 2963番
 遺跡種別：集落跡
 主な時代：弥生～古代
 調査要因：個人住宅建築
 遺物・遺構：無し



工事立会地点 (1/5000)



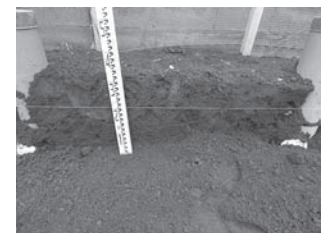
第1層 茶褐色層

4. 南摺ヶ浜遺跡

遺跡番号：210-62
 調査地点：湯の浜 2223番
 遺跡種別：集落跡
 主な時代：縄文・弥生・古墳
 古代・中世・近世
 調査要因：個人住宅建築
 遺物・遺構：無し



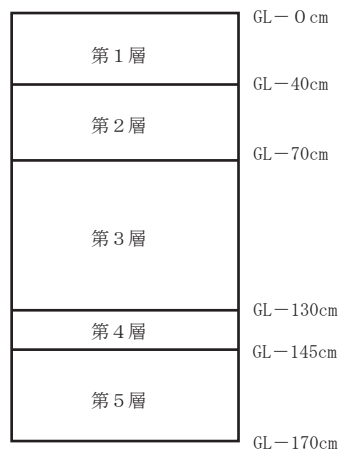
工事立会地点 (1/5000)



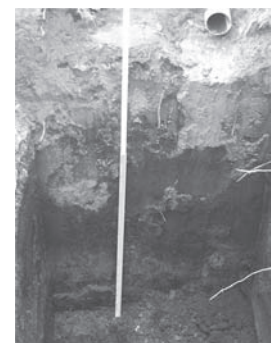
第1層 表土

5. 道下遺跡

遺跡番号：210-45
 調査地点：西方字奈良後 452番 1
 遺跡種別：散布地
 主な時代：古墳
 調査要因：個人住宅建築
 遺物・遺構：無し



工事立会地点 (1/5000)



第1層 造成土
 第2層 造成土
 第3層 中世黒色層
 第4層 黄褐色層
 第5層 黒色層

6. 大園原遺跡

遺跡番号：210-44

調査地点：西方字大園 2414

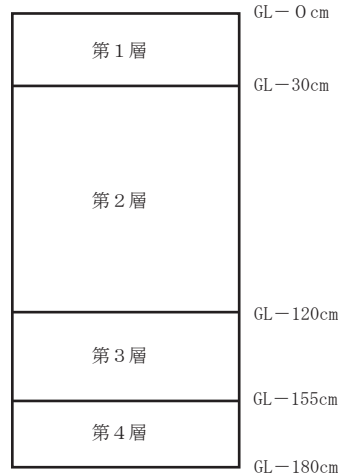
遺跡種別：散布地

主な時代：縄文・古墳

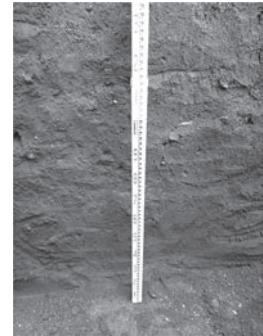
調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：無し

第1層	造成土
第2層	黒色層
第3層	中世黒色層
第4層	粘質褐色層



工事立会地点 (1/5000)



7. 南摺ヶ浜遺跡

遺跡番号：210-62

調査地点：湯の浜6丁目 3659番6

遺跡種別：埋葬遺跡

主な時代：縄文・弥生・古墳・古代

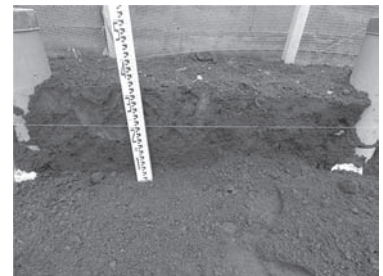
調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：無し

第1層	表土
-----	----



工事立会地点 (1/5000)



8. 敷領遺跡

遺跡番号：210-54

調査地点：十二町字敷領前 89番6

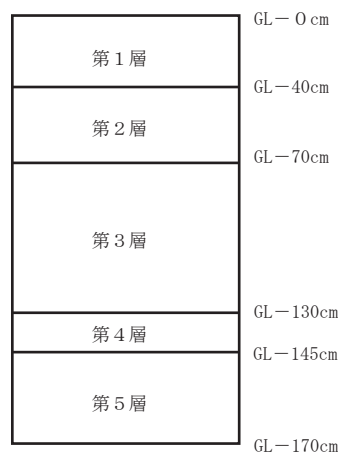
遺跡種別：集落跡

主な時代：弥生・古墳・古代

調査要因：老人ホーム建築

遺物・遺構：無し

第1層	表土
第2層	砂礫と紫コラの攪乱
第3層	シルト質茶色層
第4層	青コラ層
第5層	シルト質茶色層



工事立会地点 (1/5000)



9. 宮之前遺跡

遺跡番号：210-21

調査地点：西方字前床原 6504 番 4

遺跡種別：散布地

主な時代：縄文・古墳

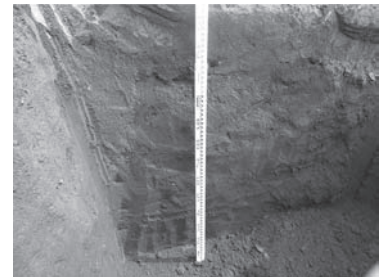
調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：第1層・第2層から
土器（小破片）が出土

- 第1層 表土（耕作土）
- 第2層 茶褐色層（パミス含）
- 第3層 黒色層
- 第4層 シルト質黒色層



工事立会地点 (1/5000)



10. 片野田遺跡

遺跡番号：210-59

調査地点：十二町 227 番 1

遺跡種別：散布地

主な時代：古墳・中世

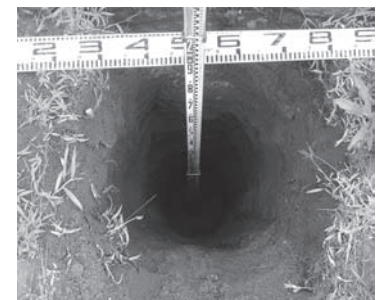
調査要因：電柱設置

遺物・遺構：無し

- 第1層 表土（盛土）



工事立会地点 (1/5000)



11. 宮之前遺跡

遺跡番号：210-21

調査地点：西方字前床原 6504 番 4

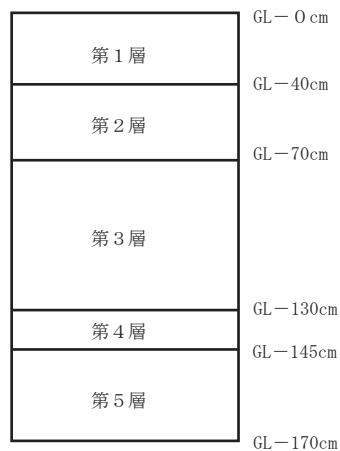
遺跡種別：散布地

主な時代：縄文・古墳・

調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：無し

- 第1層 表土
- 第2層 砂礫と紫コラの攪乱
- 第3層 シルト質茶色層
- 第4層 青コラ層
- 第5層 シルト質茶色層



工事立会地点 (1/5000)



12. 北川遺跡

遺跡番号：210-39

調査地点：西方字前床原 6504 番 4

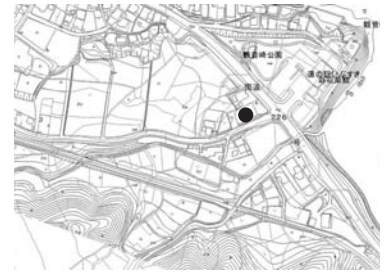
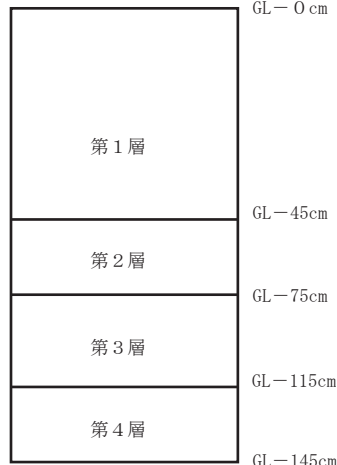
遺跡種別：散布地

主な時代：縄文・古墳

調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：第1層・第2層から
土器（小破片）が出土

- 第1層 表土（耕作土）
- 第2層 茶褐色層（パミス含）
- 第3層 黒色層
- 第4層 シルト質黒色層



工事立会地点 (1/5000)



13. 片野田遺跡

遺跡番号：210-59

調査地点：西方 3082 番

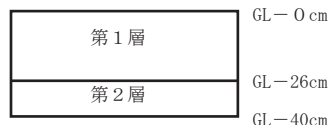
遺跡種別：散布地

主な時代：古墳・中世

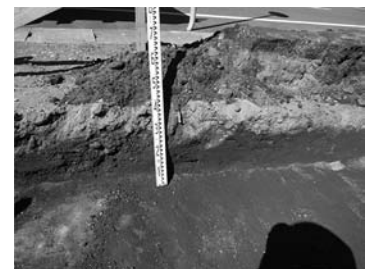
調査要因：個人住宅設置

遺物・遺構：無し

- 第1層 造成土（シラス）
- 第2層 茶褐色層



工事立会地点 (1/5000)



14. 上吹越遺跡

遺跡番号：210-35

調査地点：西方 3082 番

遺跡種別：散布地

主な時代：古墳・中世

調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：無し

- 第1層 表土



工事立会地点 (1/5000)



15. 南丹波遺跡

遺跡番号：210-11

調査地点：湯の浜3丁目 2924番4

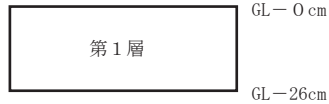
遺跡種別：集落跡

主な時代：弥生～古代

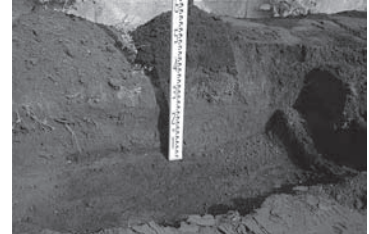
調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：遺物なし

第1層 表土



工事立会地点 (1/5000)



16. 向吉遺跡

遺跡番号：210-61

調査地点：十二町 2244番5

遺跡種別：集落跡

主な時代：古墳・古代

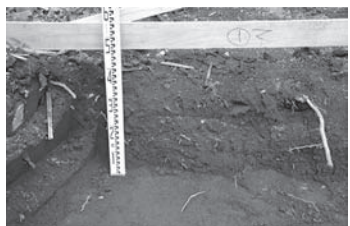
調査要因：個人住宅設置

遺物・遺構：無し

第1層 表土



工事立会地点 (1/5000)



17. 矢石遺跡

遺跡番号：210-15

調査地点：十町 2385番1

遺跡種別：散布地

主な時代：弥生～中世

調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：無し

第1層 表土 (造成土)



工事立会地点 (1/5000)



18. 上吹越遺跡

遺跡番号：210-35

調査地点：西方 3082 番

遺跡種別：散布地

主な時代：古墳・中世

調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：遺物なし

第1層 表土



工事立会地点 (1/5000)



19. 向吉遺跡

遺跡番号：210-61

調査地点：十二町 2244 番 5

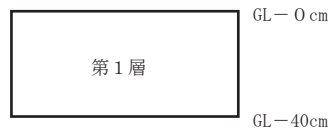
遺跡種別：集落跡

主な時代：古墳・古代

調査要因：個人住宅設置

遺物・遺構：無し

第1層 表土



工事立会地点 (1/5000)



20. 敷領遺跡

遺跡番号：210-15

調査地点：十町 2385 番 1

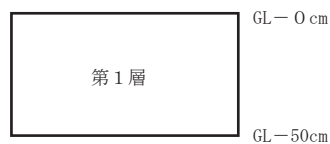
遺跡種別：散布地

主な時代：弥生～中世

調査要因：個人住宅建築

遺物・遺構：無し

第1層 表土 (造成土)

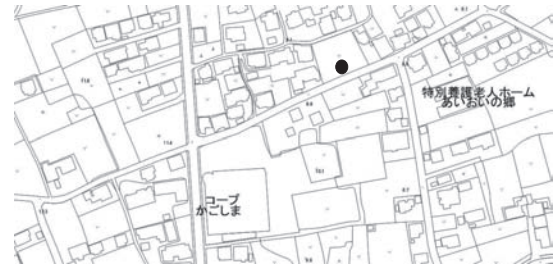


工事立会地点 (1/5000)



21. 敷領遺跡

令和元年6月21日に敷領遺跡内にて、個人住宅建設のため文化財保護法第93条による届出書が提出された。同年9月3日に住宅建設に伴う浄化槽掘削の工事立会を行ったところ、大量の土器が確認された。工事施工者と協議し、緊急的な記録保存を行った。以下、詳細である。



第13図 工事立会地点図 (S = 1/1500)

基本層序

- 第1層 表土層。
- 第2層 攪乱層。紫コラが混じる。
- 第3層 茶褐色土層。橋牟礼川遺跡6層に相当。(5YR4/4)
- 第4層 青コラ層。
- 第5層 明褐色土層。(5YR4/3)
- 第6層 黒褐色土層。粘性を帯びる。(5YR3/4)
- 埋土 暗赤褐色土層。粘質を帯びる。遺構内埋土である。(5YR3/3)

遺構

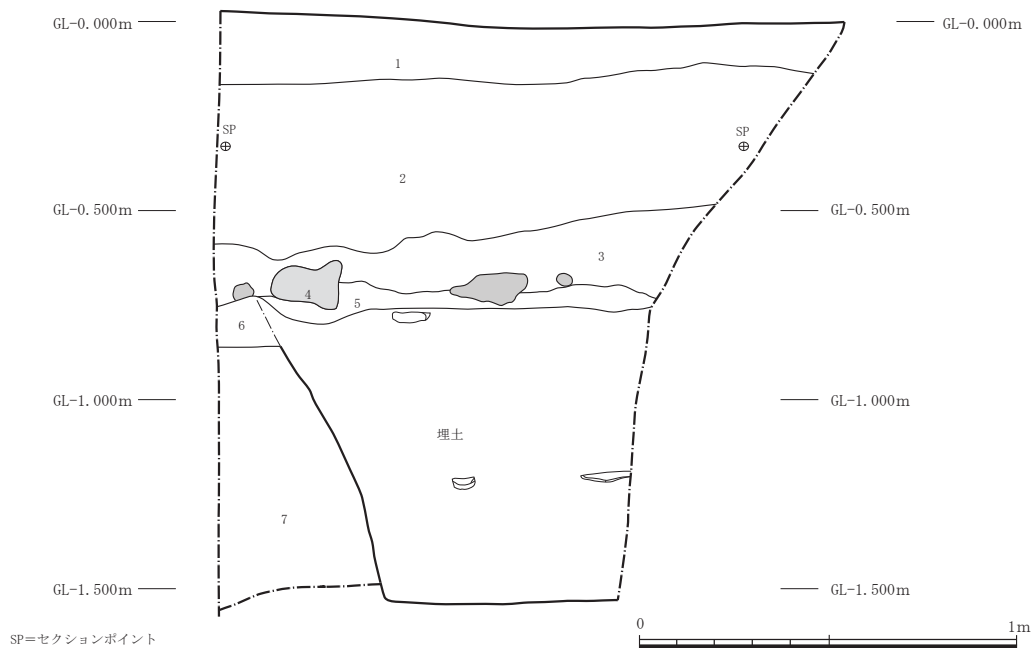
土坑と考えられる遺構を1基確認できた。幅98cm、深さは70cmを測る。南側の立ち上がり部分がやや緩やかな形状をしている。北側の立ち上がり部分は確認できなかった。丹塗りされた高杯が4点確認されている。

出土遺物

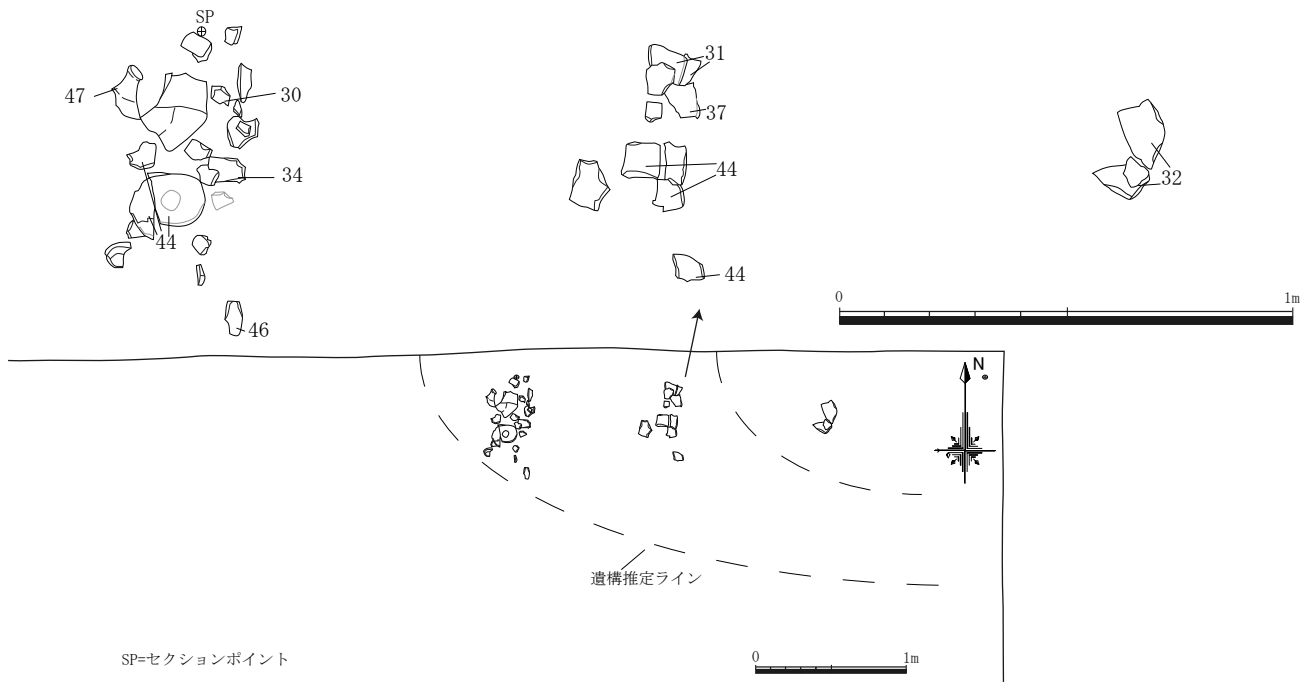
土器

30～33は甕の口縁部から胴部である。

30の口径の復元径は24cmである。口唇部は丸みを帯びている。口縁部から胴部にかけてやや内湾している。



第14図 工事立会地点北壁土層断面図 (S = 1/20)



第 15 図 工事立会地点遺物出土状況図（下：S = 1/50・上：S = 3/50）

1条の貼付の突帯があり、指による刻み目が施されている。

31の口縁部から胴部である。口径の復元径は28cmである。口唇部はやや平坦である。1条の貼付の突帯があり、指による刻み目が施されている。

32の口径の31cmである。口唇部はやや平坦である。1条の貼付の突帯があり、指による刻み目が右から左へ重なるように施されている。口縁部から胴部にかけてやや内湾する。

33の口径は34cmである。口唇部はやや丸みを帯びている。1条の貼付の突帯があり、指による刻み目が施されている。突帯を貼付する際のナデが明瞭にみられ、内面も工具ナデが確認できる。

34～36は甕の口縁部である。いずれの口唇部はやや平坦であり、1条の貼付の突帯がある。刻み目は施されていない。内面に口縁部を形成する際の、ユビオサエが明瞭にみられる。

37・38は甕の胴部である。

37は1条の貼付の突帯がある。胴下半部にかけて湾曲している。

38は1条の貼付の突帯があり、指による刻み目が右から左へ施されている。

39～42は甕の脚部である。

39は復元径が4.5cmである。かまぼこ状に開いており、底端部はやや平坦である。

40の復元径は7.2cmである。ハの字に開いている。底端部がユビオサエによってつまみだされている。

41の復元径は8.4cmである。ハの字に開き、底端部がユビオサエによってややつまみだされている。

42の復元径は7.2cmである。平底であり、くびれを作る際のユビオサエが残っている。

43は壺の頸部から胴部である。復元頸部径は6.6cmである。文様は確認できない。

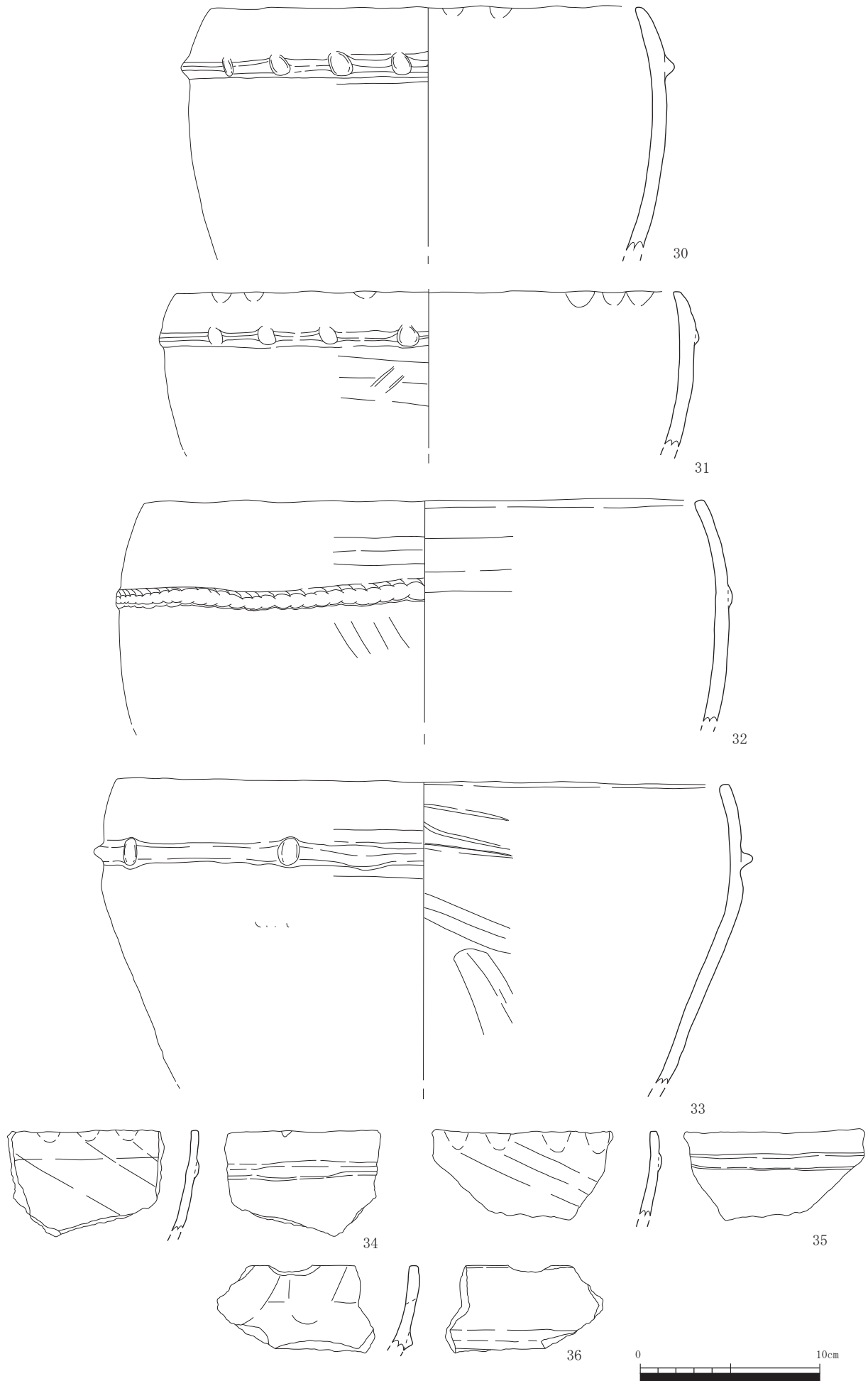
44は高杯の完形である。口径は20cmであり、器高は17.3cm、脚部径は15.4cmである。丹塗りが施されている。内外面ともにヨコナデが明瞭にみられる。脚部下半部にはユビオサエがみられる。

45～47は高杯の脚部である。全て丹塗りが施されている。

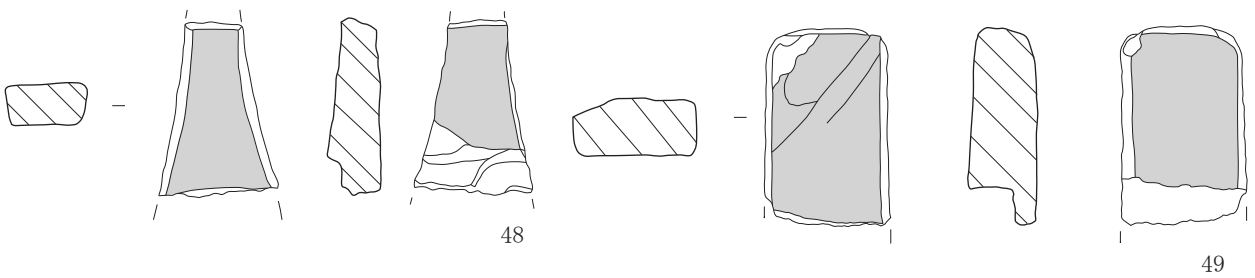
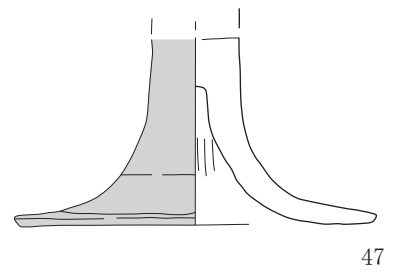
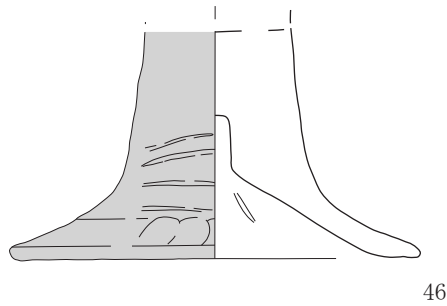
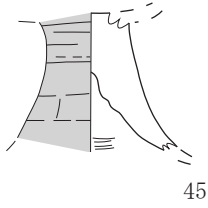
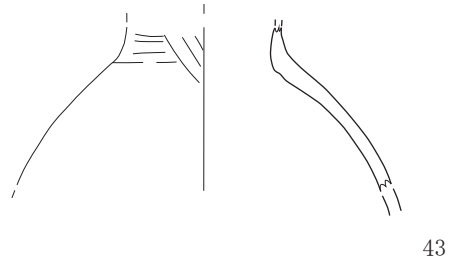
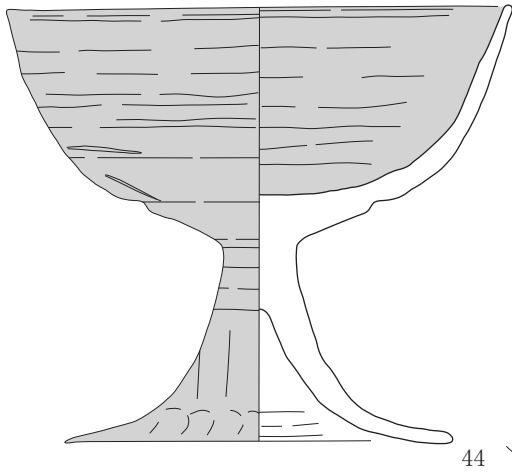
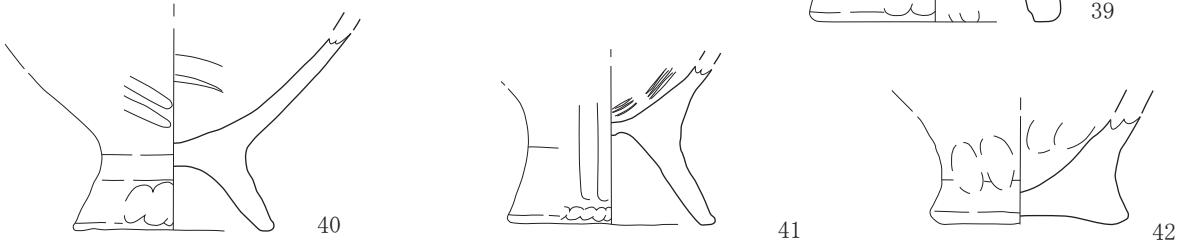
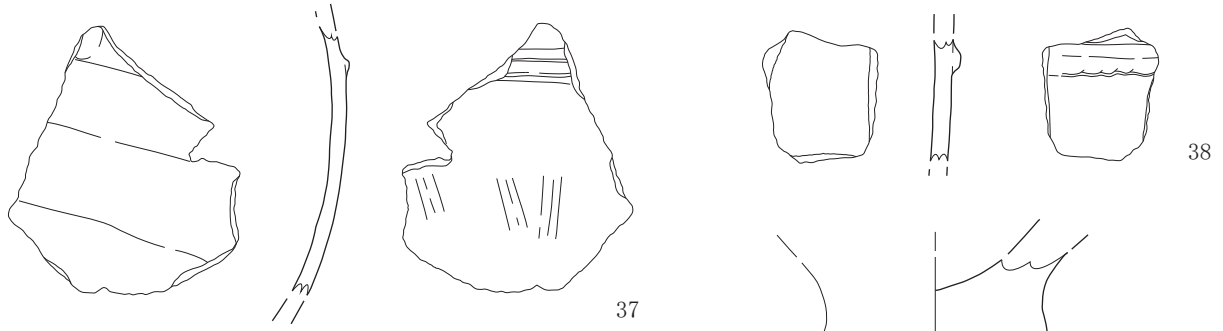
45は工具ナデが施されている。

46の脚部径は16.4cmである。笠状を呈しており、ハの字に大きく広がる。

47の脚部径は14.4cmである。46と同様に笠状であるが、やや緩やかに開いている。



第 16 图 工事立会地点出土遺物 (1) (S = 1/3)



※網かけは土器：丹塗り・石器：砥面を示す



第17図 工事立会地点出土遺物（2）（S = 1/3）

石器

48・49は砥石である。

48は泥岩である。三角形を呈しており、先端が欠損している。最大幅は6.9cm、最大高は1.8cmである。

49は凝灰岩である。長方形を呈しており、下半部は欠損している。最大幅は4.9cmであり、最大高は2.3cmである。

まとめ

本地点東隣接地では、紫コラに覆われた平地式建物跡（1号）が検出されているが、本地点では古墳時代後期の土坑が確認できた。本地点北側では今年度の本調査によって同時期と思われる集落跡が確認されているため、関連性が考えられる。検出された土坑は周辺にも広がっている可能性があるため、今後の調査の進展を待ちたい。

第1表 第20次調査出土土器観察表（下線付は復元径。他表も同）

番号	器種	部位	法量					色調		丹	混和材	焼成	備考	
			口径	器高	底径	脚部径	脚部高	その他	内面					外面
1	甕	口縁部	—	—	—	—	—	突帯幅：1.0cm	7.5YR7/3にぶい橙	7.5YR3/3 暗褐	—	黒雲母・石英	良好	指による刻目有り
2	甕	口縁部	—	—	—	—	—	突帯幅：1.1cm	5YR7/3にぶい橙	5YR6/3にぶい橙 5YR3/1 黒褐	—	黒雲母・石英	良好	突帯は刻目なし
3	甕	口縁部	—	—	—	—	—	突帯幅：1.2cm	2.5YR5/6 明赤褐	2.5YR3/2 暗赤褐	—	黒雲母	良好	突帯の上に爪によって生じたへこみ有り
4	甕	脚部	—	—	<u>6.0cm</u>	<u>8.2cm</u>	3.8cm	—	7.5YR3/1 黒褐	7.5YR3/3 暗褐	—	黒雲母・石英	良好	外面ユビオサエ明瞭
5	甕	脚部	—	—	6.0cm	7.0cm	1.3cm	—	2.5YR3/3 暗赤褐	2.5YR4/3にぶい赤褐	—	黒雲母	良好	—
6	甕	脚部	—	—	<u>6.8cm</u>	<u>8.0cm</u>	<u>3.2cm</u>	—	5YR5/6 明赤褐	5YR7/3にぶい橙	—	黒雲母	良好	—
7	甕	脚部	—	—	6.0cm	8.0cm	4.5cm	—	7.5YR2/1 黒	7.5YR6/8 橙	—	黒雲母・白色粒	良好	外面ユビオサエ明瞭
8	高杯	脚部	—	—	—	—	—	—	5YR6/8 橙	5YR6/6 橙 5YR2/1 黒褐	—	—	—	脚部の一部か？
9	壺	頸部	—	—	—	—	—	突帯幅：1.1cm・ 頸部径10.0cm	7.5YR6/4にぶい橙	5YR6/4にぶい橙	—	黒雲母・石英	良好	—
10	壺	底部	—	—	<u>2.0cm</u>	—	—	—	5YR6/6 橙	5YR5/3にぶい赤褐	—	黒雲母・石英	良好	外面ナデが明瞭

第2表 第21次調査出土土器観察表

番号	器種	部位	法量					色調		丹	混和材	焼成	備考	
			口径	器高	底径	脚部径	脚部高	その他	内面					外面
11	甕	口縁部	—	—	—	—	—	突帯幅： 0.6cm	7.5YR 7/2 明褐灰	7.5YR 7/2 明褐灰	—	黒雲母・雲母	良好	—
12	甕	口縁部	—	—	—	—	—	—	7.5YR 8/8 黄橙	7.5YR 7/6 橙	—	白色粒・石英	良好	—
13	甕	口縁部	—	—	—	—	—	—	5YR 7/4 にぶい橙	5YR 7/3 にぶい橙	—	黒雲母・石英	良好	—
14	甕	口縁部	—	—	—	—	—	—	2.5YR 6/6 橙	5YR 6/6 橙	—	黒雲母・石英	良好	—
15	甕	口縁部	—	—	—	—	—	—	5YR 5/4 にぶい赤褐	5YR 4/6 赤褐	—	黒雲母・石英	良好	—
16	甕	胴部	—	—	—	—	—	突帯幅： 1.0cm	5YR 6/6 橙	5YR 6/3 にぶい橙	—	黒雲母・石英	良好	鋭利な棒状工具による刻目
17	甕	胴部	—	—	—	—	—	突帯幅： 0.7cm	2.5YR 6/4 にぶい橙	7.5YR 5/3 にぶい橙	—	黒雲母・石英	良好	爪による刻目
18	甕	脚部	—	—	6.5cm	—	—	—	2.5YR 3/1 暗赤灰	2.5YR 7/3 淡赤橙	—	黒雲母	軟質	—
19	甕	脚部	—	—	4.4cm	—	—	—	5YR5/6 明赤褐	5YR4/1 褐灰 5YR6/6 橙	—	黒雲母・石英	良好	—
20	甕	脚部	—	—	—	9.6cm	3.3cm	—	5YR3/1 黒褐	5YR5/6 明赤褐	—	黒雲母・石英	軟質	—
21	甕	脚部	—	—	—	8.2cm	2.5cm	—	7.5YR5/6 明褐 7.5YR3/1 黒褐	7.5YR6/8 橙 7.5YR8/2 灰白	—	黒雲母・石英	—	—
22	甕	脚部	—	—	—	8.0cm	7.5cm	—	5YR8/3 淡橙 5YR3/1 黒褐	5YR8/3 淡橙	—	黒雲母・石英	良好	—
23	甕	脚部	—	—	—	<u>7.0cm</u>	2.0cm	—	7.5YR 2/1 黒	7.5YR 7/3 にぶい橙	—	黒雲母・白色粒	軟質	—
24	甕	脚部～ 胴部	—	—	—	8.6cm	2.0cm	—	7.5YR2/1 黒 7.5YR 8/4 淡黄橙	5YR 8/3 淡黄橙	—	黒雲母・石英	良好	胴下部～脚部にかけて、 ハケマが明瞭
25	壺	頸部	—	—	—	—	—	—	5YR 6/6 橙	2.5YR 6/3 にぶい橙	—	黒雲母・石英	良好	—
26	壺	底部	—	—	2.0cm	—	—	—	2.5YR 6/6 橙	2.5YR 5/6 明赤褐	—	黒雲母・石英	良好	内外面ともに、ケズリが 少しみられる
27	壺	底部	—	—	<u>9.0cm</u>	—	—	—	5YR2/1 黒褐	5YR 6/6 橙	—	黒雲母・石英	良好	底部付近、ユビオサエが多い
28	高杯	脚部	—	—	—	—	—	—	7.5YR 6/8 橙	5YR 5/6 明赤褐	—	黒雲母・石英	良好	—
29	埴	肩部～ 胴部	—	—	—	—	—	胴部径：6.0cm	5YR5/8 明赤褐	5YR 5/6 明赤褐	—	黒雲母・石英	良好	—

第3表 工事立会出土土器観察表

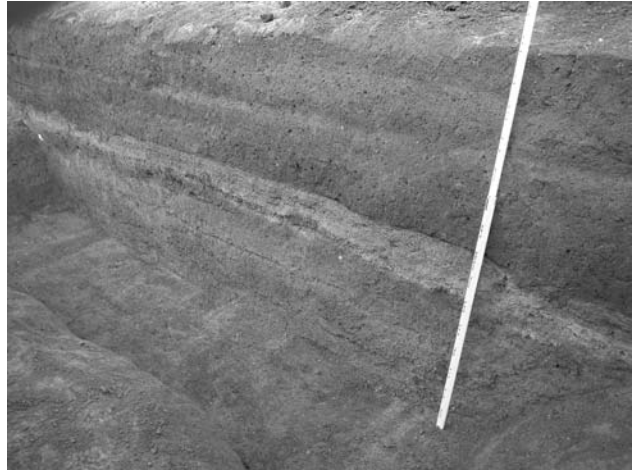
番号	器種	部位	法量					色調		丹	混和材	焼成	備考	
			口径	器高	底径	脚部径	脚部高	その他	内面					外面
30	甕	口縁部 ～胴部	24.0cm	-	-	-	-	-	7.5YR 7/3 にぶい橙	7.5YR 6/4 にぶい橙	-	黒雲母・砂粒	やや良好	-
31	甕	口縁部	28.0cm	-	-	-	-	-	5YR 2/1 黒褐・ 5YR 4/6 赤褐	5YR 5/6 明赤褐	-	石英・黒雲母	やや良好	-
32	甕	口縁部	31.0cm	-	-	-	-	-	5YR 4/3 にぶい赤褐	5YR 7/4 にぶい橙	-	石英・黒雲母	良好	-
33	甕	口縁部 ～胴部	34.0cm	-	-	-	-	1.3cm	2.5YR 4/4 にぶい赤褐	2.5YR 5/6 明赤褐	-	石英・黒雲母	良好	内面ケズリが明瞭・ 突帯は指による刻目
34	甕	口縁部	-	-	-	-	-	-	7.5YR 6/4 にぶい橙・ 7.5YR 3/3 明褐	7.5YR 7/3 にぶい橙	-	黒雲母	やや良好	-
35	甕	口縁部	-	-	-	-	-	0.9cm	2.5YR 5/6 明赤褐	2.5YR 3/3 暗赤褐	-	黒雲母	良好	突帯刻目なし
36	甕	口縁部	-	-	-	-	-	-	5YR 7/3 にぶい橙	5YR 6/3 にぶい橙	-	黒雲母・礫石	やや良好	-
37	甕	胴部	-	-	-	-	-	-	2.5YR 3/3 暗赤褐	2.5YR 5/6 明赤褐	-	黒雲母	やや良好	-
38	甕	胴部片	-	-	-	-	-	-	5YR 4/3 にぶい赤褐	5YR 4/6 にぶい赤褐	-	石英・黒雲母	不良	-
39	甕	底部	-	-	-	4.5cm	-	-	5YR 6/6 橙	5YR 2/1 黒褐	-	石英・黒雲母	やや不良	-
40	甕	底部	-	-	-	7.2cm	-	-	5YR 6/4 にぶい橙	5YR 5/4 にぶい橙	-	石英・黒雲母	やや良好	-
41	甕	底部	-	-	-	8.4cm	-	-	7.5YR 7/3 にぶい橙	5YR 2/1 黒褐	-	黒雲母	不良	-
42	甕	脚台部	-	-	-	7.2cm	-	-	5YR 5/6 明赤褐	5YR 7/3 にぶい橙・ 5YR 2/1 黒褐	-	黒雲母	やや良好	-
43	壺	頸部	-	-	-	-	-	-	5YR 4/8 赤褐	5YR4/6 赤褐	-	石英・黒雲母	良好	-
44	高杯	完形	20.0cm	17.3cm	15.4cm	-	-	-	2.5YR 5/8 明赤褐	2.5YR4/8 赤褐	有	石英・黒雲母	良好	ナデが明瞭に残る
45	高杯	脚部	-	-	-	-	-	-	5YR 6/8 橙	2.5YR4/8 赤褐	有	石英	良好	全体に丹塗り
46	高杯	脚部	-	-	-	16.4cm	-	-	2.5YR 5/8 明赤褐・ 7.5YR 2/1 黒褐	7.5YR 7/6 橙	有	石英・黒雲母	良好	-
47	高杯	脚部	-	-	-	14.4cm	-	-	2.5YR 5/6 明赤褐	5YR 7/4 にぶい橙	有	石英・黒雲母	良好	-

第4表 工事立会地点出土石器観察表

番号	器種	石材	長さ	幅	厚さ	重さ	備考
48	砥石	泥岩	6.9cm	4.6cm	1.8cm	80g	先が尖るような形状か？ 南丹波遺跡に類例有
49	砥石	疑石岩	7.9cm	4.9cm	2.3cm	155g	長方形の砥石



図版 1-1 第 19 次調査完掘状況



図版 1-2 第 19 次調査土層断面状況



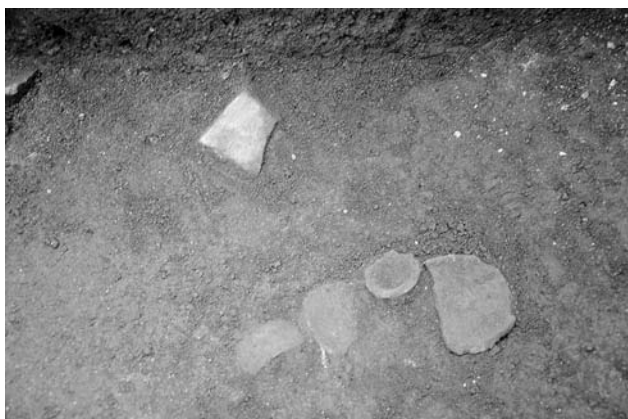
図版 1-3 第 20 次調査土層断面状況
(1 トレンチ)



図版 1-4 第 20 次調査溝状遺構検出状況



図版 1-5 第 20 次調査溝状遺構北壁セクション状況



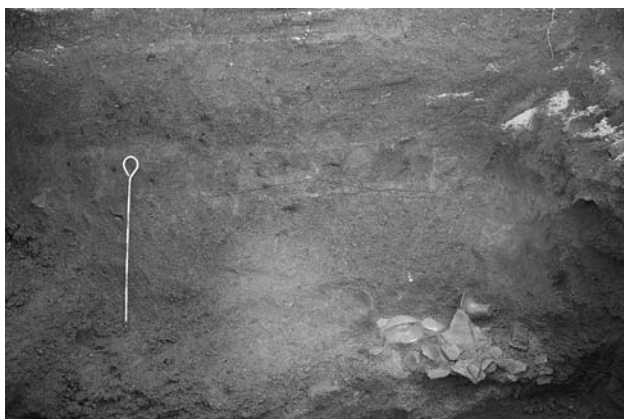
図版 2-1 第 21 次調査遺物出土状況
(1 トレンチ) (1)



図版 2-2 第 21 次調査遺物出土状況
(1 トレンチ) (2)



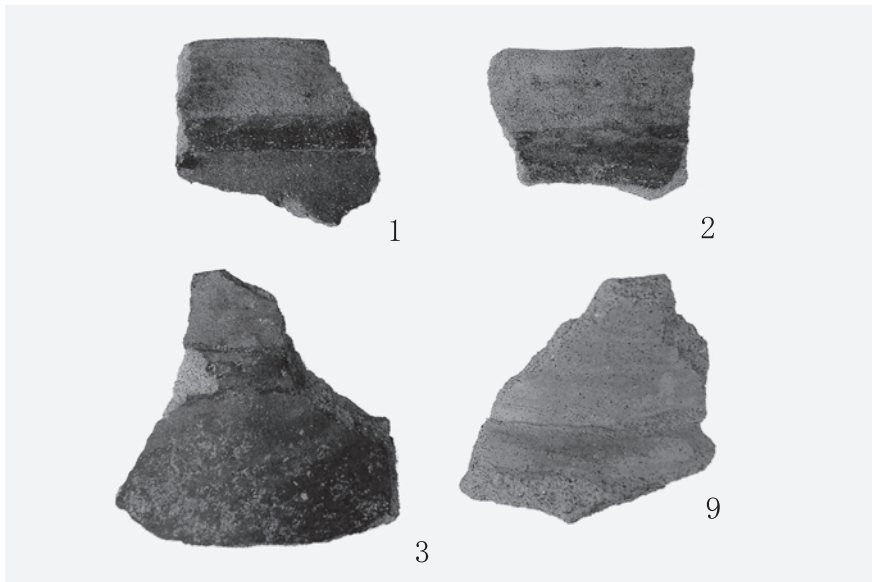
図版 2-3 工事立会地点北壁土層断面状況



図版 2-4 工事立会地点遺物
出土状況遠景



図版 2-5 工事立会地点遺物出土状況近景



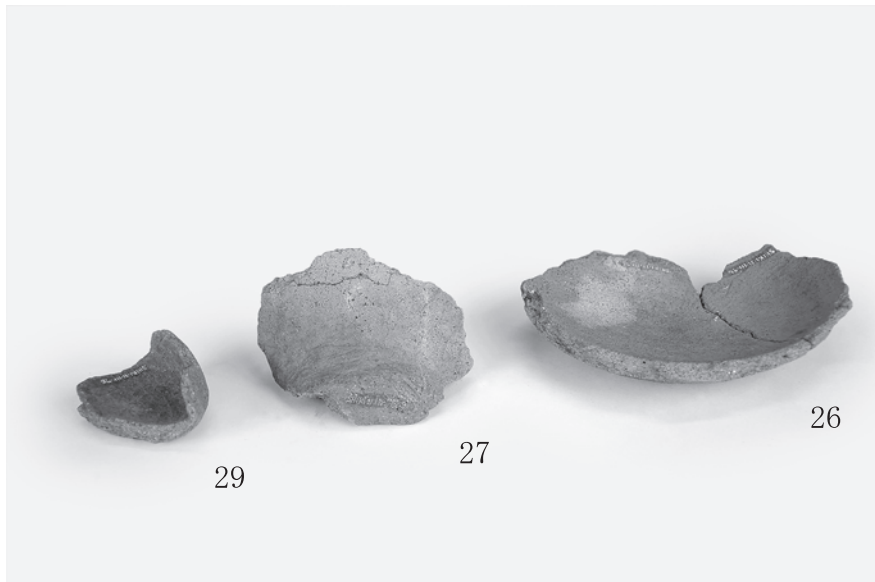
図版3-1 第20次調査遺物写真(1)



図版3-2 第20次調査遺物写真(2)



図版3-3 第20次調査遺物写真(3)



図版4-1 第21次調査遺物写真(1)



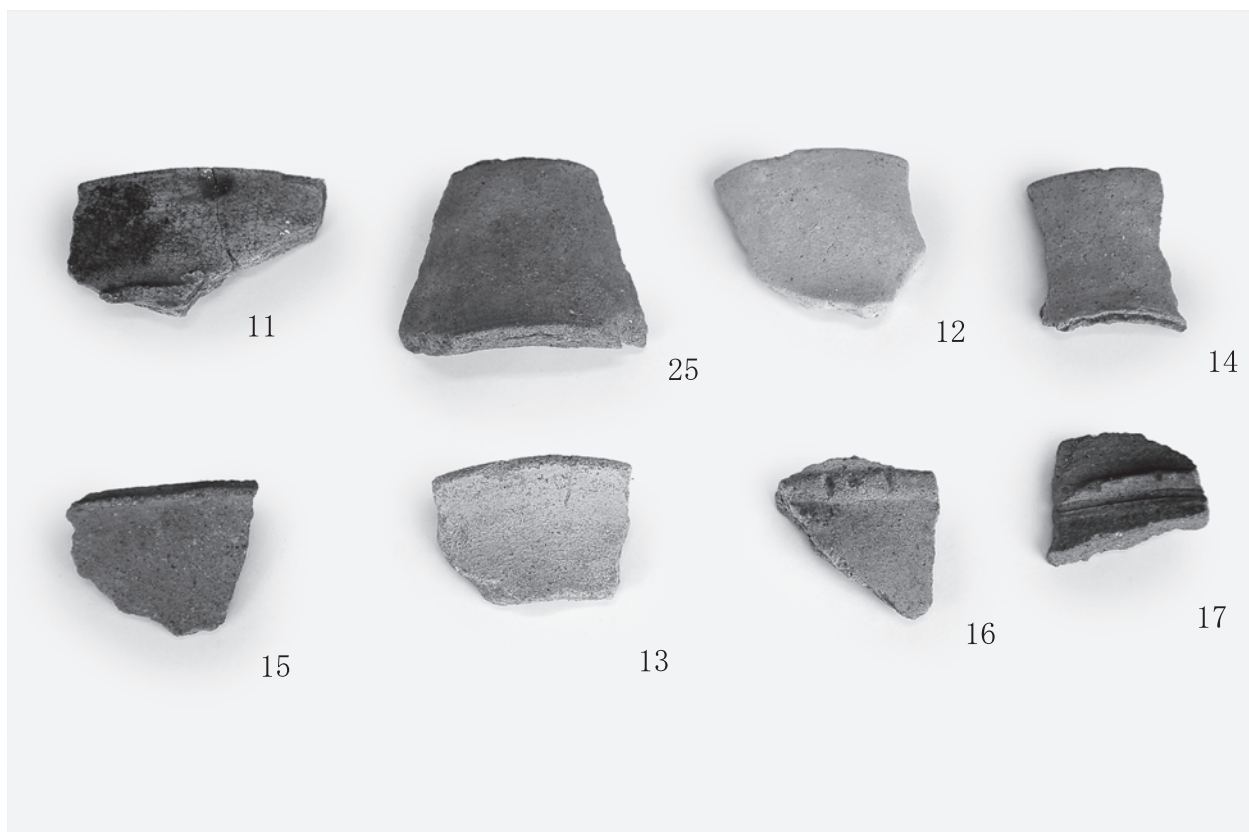
図版4-2 第21次調査遺物写真(2)



図版4-3 第21次調査遺物写真(3)



図版5-1 第21次調査遺物写真(4)



図版5-2 第21次調査遺物写真(5)



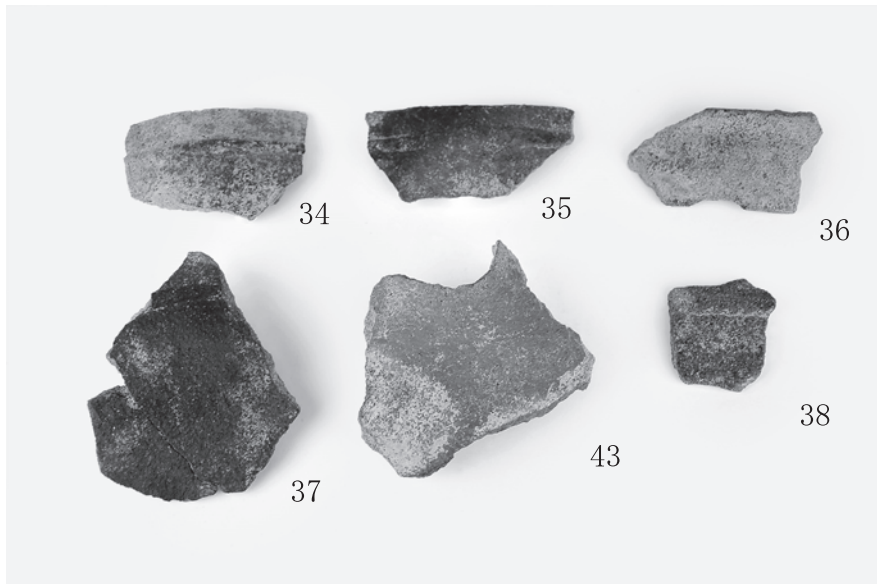
图版6-1 工事立会地点遺物写真(1)



图版6-2 工事立会地点遺物写真(2)



图版6-3 工事立会地点遺物写真(3)



图版 7-1 工事立会地点遺物写真 (4)



图版 7-2 工事立会地点遺物写真 (5)



图版 7-3 工事立会地点遺物写真 (6)



图版 8-1 工事立会地点遺物写真 (7)



图版 8-2 工事立会地点遺物写真 (8)

報告書抄録

ふりがな	れいわがんねんどしないいせきはつくつちょうさほうこくしょ しきりょういせき だい19・20・21じちょうさ							
書名	令和元年度市内遺跡発掘調査報告書 敷領遺跡 第19・20・21次調査							
副書名	-							
巻次	-							
シリーズ名	指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書							
シリーズ番号	第64集							
編著者名	新垣匠・松崎大嗣・上田洋子・中摩浩太郎・鎌田洋昭							
編集機関	鹿児島県指宿市教育委員会（指宿市考古博物館 時遊館COCCOはしむれ）							
所在地	〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町2290番地 TEL:0993-23-5100							
発行年月日	令和2年3月9日							
所収遺跡名	所在地	コード	緯度	経度	調査期間	調査面積	調査原因	
		市町村						遺跡番号
敷領遺跡	指宿市十町	46210	210-54	31°24'72"	130°64'44"	2019年1月16日～ 1月17日	90㎡	確認調査
				31°24'56"	130°63'58"	2019年10月23日～ 10月28日	30㎡	特別養護老人ホームの増築
				31°24'41"	130°63'35"	2019年10月29日～ 10月30日	8㎡	個人住宅の建設
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構	主な遺物	特記事項		
敷領遺跡	集落跡	古墳・古代		溝状遺構・畝	成川式土器			

指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書第64集

令和元年度市内遺跡発掘調査報告書

敷領遺跡

(第19・20・21次調査)

2020年

発行

指宿市教育委員会

鹿児島県指宿市十二町2290番地

印刷所

濱島印刷株式会社

鹿児島県鹿児島市上之園町17-2

TEL 099-255-6121
